

令和5年度 第1回安曇野市水環境審議会 次 第

日時：令和5年6月5日（月）午後2時00分～

場所：安曇野市役所 本庁舎3階 全員協議会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 会長及び副会長の選出

会 長：_____

副会長：_____

6 概要説明

(1) 当審議会と水環境基本計画及び行動計画について

資料1

7 協議事項

(1) 点検・評価等について

①令和4年度 事業実績・評価

資料2

②地下水利用状況（令和3年度分）

資料3

③水収支の評価

資料4

④令和4年度地下水位観測調査

資料5

⑤令和4年度地下水（井戸水）水質調査結果（概要）

資料6

⑥千曲川河川事務所における地下水観測状況

資料7

(2) 令和5年度 事業計画について

資料8

8 報告事項

(1) 令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業について

資料9

9 その他

・次回（第2回）の審議会開催について

10 閉 会

令和5年度 安曇野市水環境審議会 委員名簿

任期:2023(令和5)年6月1日～2025(令和7)年5月31日

(敬称略)

No.	条 例 の 区 分 (7条の3第2項)	所 属	氏 名	備 考
1	(第1号) 公募により選考された市民		門 崎 克 典	(新)
2			崎 元 生歩子	(新)
3			五十嵐 麻 美	(新)
4			池 田 陽 子	(新)
5			保 尊 とし子	(新)
6	(第2号) 地下水全般に関して識見を有する者	大阪府立大学 現代システム科学域	遠 藤 崇 浩	
7		信州大学 工学部	中 屋 眞 司	
8	(第3号) 関係団体の推薦を受けた者	安曇野市 上下水道事業経営審議会	保 尊 利 生	
9		長野県 梓川土地改良区	丸 山 啓二郎	
10		安曇野工業会	宮 沢 幸 央	(新)
11		信州山葵農業協同組合	武 井 重 夫	
12		あづみ農業協同組合	相馬 和揮衛	
13		安曇野市消費者の会	山 田 ふ み	(新)
14	(第4号) 市長が必要と認める者		村 上 廣 志	前副市長 元豊科町長
15			上 條 和 男	市地下水採取審査 委員会 委員長
16			原 弥 生	(新) 市環境審議会 委員
17			矢 花 功	信州虹鱒養殖漁業 協同組合 組合長
18			宮 澤 貞 仁	認定農業者

●事務局

No.	所 属	役職名	氏 名	備 考
1	市民生活部	部 長	沖 雅 彦	(新)
2	市民生活部 環境課	課 長	高 橋 秀 行	(新)
3	市民生活部 環境課 環境政策担当	課長補佐	百 瀬 正 幸	
4	市民生活部 環境課 環境政策担当	主 任	巢 山 武 尊	(新)
5	市民生活部 環境課 環境政策担当		高 橋 優 子	(新)

※事務局 住 所：〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 本庁舎2階5番窓口
市民生活部環境課環境政策担当 (E-mail: kankyou@city.azumino.nagano.jp)
電話(直通): 0263-71-2492(内線2224) FAX: 0263-72-3176

市における水資源対策と、安曇野市水環境審議会について

1 背景

犀川上流域に位置する松本盆地の地下には、水量・水質の両面において優れた地下水が貯えられており、安曇野市は、古くからこの豊かな地下水・湧水を利用してきました。

今日においても、地下水や湧水は地域の飲料水、養魚・農業・わさび栽培、ミネラルウォーター・精密機器の洗浄水等に利用されており、地域の営みに欠かせない役割を担っています。

また、地下水は、豊かな自然生態系・風土・文化を育んでおり、北アルプスの雄大さと清らかな水の流れが織りなす風景は、多くの観光客を魅了してきました。

このように、地下水は「市民の暮らし、産業、観光と密接に係わり欠かすことのできない重要な地域資源」となっています。

2 経緯

平成 17 年町村合併当時、市民から「湧水の水位が下がった。」、わさび栽培農家から「わさび田が枯れ栽培できない。」等との切実な声が聞かれるようになり、平成 21 年 3 月、市長が地域審議会において条例制定を目指す旨と回答しました。

これを受け、地下水の保全と涵養並びに適正利用に向けた取組を早急に進める必要があるため、平成 22 年 7 月に「安曇野市地下水保全対策研究委員会」を立ち上げ、平成 24 年 8 月まで 2 年間に、委員会と二つの作業部会（地下水資源強化部会、社会システム・資金調達部会）を合わせ計 19 回の議論を重ね、検討されてきました。

同月、研究委員会の正副会長から市長に「安曇野市地下水資源強化・活用指針」が報告されています。

3 地下水条例制定

この指針の報告を基に「安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」を、平成 25 年 3 月議会に上程し可決され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

これにより、「安曇野市地下水採取審査委員会」が設置され、新規井戸の設置及び既往井戸の変更に伴って事前協議が必要な届出について審査を行っています。審査委員会は、学識経験者、井戸に精通している者、その他市長が必要と認める者の 5 人で組織されています。

4 安曇野市水資源対策協議会（安曇野市水環境審議会の前組織）

平成 29 年 8 月に「安曇野市水環境基本計画（H29.3）」の推進組織として、「安曇野市水資源対策協議会」を設置しました。

なお、「安曇野市水資源対策協議会」は、既にあった利害関係者及び有識者、国・県・市関係部署からなる「安曇野市水資源対策協議会」に「安曇野市水環境基本計画策定委員会」の一部委員を加え、新体制で組織された協議会です。

5 安曇野市水環境審議会

安曇野市水資源対策協議会は、水環境基本計画・同行動計画に基づき推進を行ってきましたが、組織の位置づけが任意団体であったことから、「市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例」に本審議会を位置づけ、令和 3 年 4 月から水環境基本計画に関する審査、審議及び調査について協議していたでいます。

○安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例

平成25年3月28日条例第6号

安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 水環境基本計画(第7条)

第3章 地下水の保全・涵養(第8条—第10条)

第4章 地下水の適正な利用(第11条—第17条)

第5章 雑則(第18条—第21条)

第6章 罰則(第22条・第23条)

附則

豊かな水をたたえる拾ヶ堰、残雪の北アルプスが映える水田の水面、奔流となって湧き出でる湧水、これらはいずれも安曇野を代表する風物である。私たちの日々の生活やわさび栽培をはじめとするさまざまな産業は、そして安曇野のうるわしい風土や固有の文化は、この豊かな水環境に支えられてきた。この豊かな水環境を育んできたもの、それは先人たちが辛苦の末に切り開いた農業用水路や水田などの社会共通資本である。

しかしながら、豊かな水環境を享受してきた安曇野にも大きな変化が生じ始めている。産業構造の変化と米をめぐる昨今の情勢は、確実に我が国の、そして安曇野の水田農業を蝕んできた。そのため、地下水の減少や水質の劣化も見受けられ、その恩恵を享受することができなくなりつつある。

地下水は、安曇野市民共有のかけがえのない財産である。私たちは、この貴重な水資源である地下水を有効に活用してだけでなく、守り、育み、子々孫々まで伝えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安曇野市環境基本条例(平成17年安曇野市条例第134号)に規定する基本理念及び施策の基本方針の趣旨に基づき、安曇野地域の暮らし、産業及び観光に欠かすことのできない重要な地域資源である地下水の保全・涵養及び適正な利用を図り、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地下水 本市の区域の地表面下に存在する水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。)をいう。

(2) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。

(3) 涵養 地表の水が帯水層に浸透し、地下水となることをいう。

(4) 地下水採取者 本市の区域内において地下水を採取する全てのものをいう。

(5) 地下水利用者 本市の区域内において地下水を利用する全てのものをいう。

(基本理念)

第3条 地下水は、かけがえのない市民共有の財産であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、この地下水を、守り、育み、そして活かし、健全な地下水環境の創出と地下水の適正利用を行い、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、協働で地下水の保全・涵養及び適正な利用に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げるところにより、市民生活及び社会経済活動に支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(1) 将来にわたって地下水の保全・涵養のために、総合的かつ計画的な施策を講ずること。

(2) 市民及び事業者は地下水の保全・涵養に関する情報を適切に提供し、意識の啓発を図るとともに、市が実施する地下水の保全・涵養に関する施策に協力を求めること。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、自ら地下水の保全・涵養に努めるとともに、市が行う地下水の保全・涵養のための取組に協力しなければならない。

(地下水採取者の責務)

第6条 地下水採取者は、地下水の重要性を認識し、地下水の保全・涵養のために自らが利用する地下水の採取量の縮減に努めるとともに、地下水の効果的な利用のために採取した地下水の再利用等を行う必要な措置を講ずるものとする。

第2章 水環境基本計画

(水環境基本計画)

第7条 市長は、地下水の保全・涵養及び適正利用を図るための総合的な計画(以下この条において「水環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、水環境基本計画を定めようとするとき、又は変更しようとするときは、あらかじめ、安曇野市水環境審議会の意見を聴かなければならない。

(安曇野市水環境審議会)

第7条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、次に掲げる事項について審査、審議及び調査するため、安曇野市水環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 水環境基本計画に関すること。

(2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、必要に応じ、水環境基本計画の実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第7条の3 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募により選考された市民

(2) 地下水全般に関して識見を有する者

(3) 地下水の利用や保全の取組を行う関係団体の推薦を受けた者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条の4 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条の5 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(特別委員)

第7条の6 審議会に、特別の事項を審議又は調査するため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、地下水全般に関して識見を有する関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議又は調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第7条の7 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条の8 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

第3章 地下水の保全・涵養

(地下水の調査)

第8条 市長は、地下水の保全・涵養のために地下水の水位及び水質の状況を調査しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき調査を行うため必要があると認めるときは、地下水採取者に対し、協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による調査の結果を年一回又は臨時に公表するものとする。

(対策の促進)

第9条 市は、市民及び事業者とともに地下水の保全・涵養のための対策を促進するため、県及び近隣市町村との連携を図りながら、地下水の水位及び水質の保全に努めるとともに、節水及び水の有効利用に対する意識の啓発を行うものとする。

(対策への協力)

第10条 市長は、市が講ずる地下水の保全・涵養のための対策に係る経費の一部について、地下水採取者及び地下水利用者に対し、協力金を求めることができるものとする。

第4章 地下水の適正な利用

(地下水採取の届出)

第11条 地下水の採取を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 井戸の設置場所

(3) 採取開始(予定)年月日

(4) 地下水の使用目的及び用途

(5) 井戸の構造等

(6) 採取予定量

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 次条の規定に該当しない場合 井戸掘削工事を着手する90日前

(2) 次条の規定に該当する場合 第14条に規定する説明会の報告書提出後14日以内

(地下水採取の事前協議)

第12条 地下水の採取を行おうとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、井戸掘削工事を着手する90日前までに市長と協議しなければならない。

- (1) 新規に井戸の設置を行おうとする者で、同一敷地内で一日の採取量が100立方メートル以上又は揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が12平方センチメートル以上のもの
- (2) 前条に規定する届出をした採取量を変更しようとする者で、変更後の採取量が同一敷地内で一日の採取量が100立方メートル以上又は変更後の揚水機の吐出口の断面積が12平方センチメートル以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、地下水の採取を行おうとする者が新規に井戸を設置し、又は前条に規定する届出をした採取量を変更することによる地下水の採取が周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める場合は、速やかに市長と協議しなければならない。
- 3 前2項の規定により協議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地下水採取計画に関する事項
 - (2) 周辺の住民及び既往の採取者に対する周知計画に関する事項
 - (3) 節水及び涵養計画に関する事項
- 4 市長は、第1項又は第2項に規定する者と協議を行ったときは、次条第1項に規定する基準の適否を当該者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該通知をする前に安曇野市地下水採取審査委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により次条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、第3項各号に規定する計画等の変更又は地下水の採取の中止を求めることができるものとする。
(安曇野市地下水採取審査委員会)
- 第13条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、前条第1項又は第2項に規定する者の地下水の採取について次に掲げる基準に適合しているか審査するため、安曇野市地下水採取審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
 - (1) 周辺の水道水源及び井戸並びに湧水に支障を及ぼさない程度の採取量であること。
 - (2) 節水及び涵養に関する対策が適切に施されていること。
- 2 審査委員会は、前項に規定する審査をしたときは、市長に審査結果を報告するものとする。
- 3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する5人以内で組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 井戸に精通している者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 第7条の3(第3項に限る。)から第7条の5まで、第7条の7及び第7条の8の規定は、審査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「審査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と、「委員及び特別委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
(説明会の開催)
- 第14条 第12条第4項の規定により通知を受けた者で前条第1項各号の基準に適合していると認められたもの(以下「採取予定者」という。)は、関係市民等に対し、井戸の設置工事の内容について市長と協議のうえ説明会を開催しなければならない。
- 2 採取予定者は、説明会を開催するときは、開催する日の14日前までにその旨を関係市民等に公表するとともに、市長に通知しなければならない。
- 3 採取予定者は、第1項の説明会を開催したときは、開催した日の翌日から起算して14日以内に、当該説明会の内容を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
(届出事項の変更)
- 第15条 第11条の規定による届出をした者が当該届出の内容を変更するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に届け出なければならない。
 - (1) 地下水採取(予定)量を変更する場合 変更しようとする日の90日前
 - (2) 前号以外の届出の内容を変更する場合 変更した日から30日以内
- (井戸廃止の届出)
- 第16条 第11条の規定による届出をした者は、井戸の使用を廃止し、又は井戸を撤去したときは、その日から30日以内に、市長に届け出なければならない。
(地下水採取量の報告)
- 第17条 地下水採取者は、毎年5月31日までに前の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の地下水の採取量を市長に報告しなければならない。
- 2 前項において、年の途中で廃止又は採取者の変更があった場合は、当該日から14日以内に当該日の属する年度の4月1日から当該日までの地下水の採取量を市長に報告しなければならない。
- 第5章 雑則
- (立入調査等)
- 第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員又は市長が委任した者(以下この条において「職員等」という。)に当該井戸が設置された土地又は建物に立ち入り、地下水に関する調査又は検査(以下「調査等」という。)をさせることができる。
- 2 調査等を行う職員等は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。
- 3 調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 土地の占有者は、正当な理由がなければ、調査等を拒み、又は妨げてはならない。
- 5 調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(報告及び助言等)

第19条 市長は、地下水を保全するため必要があると認めるときは、地下水採取者、地下水利用者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、地下水の保全・涵養のための措置の状況その他必要な事項に関し、報告を求め、又は助言し、若しくは指導することができる。

(違反者等の氏名等の公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第12条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者
 - (3) 第18条第4項の規定による調査等を拒み、又は妨げた者
 - (4) 前条の規定による指導を受け、正当な理由がなくその指導に従わない者
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第12条の規定による協議をせず、又は虚偽の協議をした者
 - (3) 第19条の規定による指導を受け、正当な理由がなくその指導に従わない者
- (両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(地下水採取に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に井戸(設置工事中のもの又は安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号。以下「土地利用条例」という。)に基づき井戸を設置する開発事業の手續中のものを含む。)を所有し、又は借り受けている者については、第11条第2項第1号に規定する場合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「地下水の採取を行おうとする者」とあるのは「平成25年4月1日に井戸(設置工事中のもの又は安曇野市の適正な土地利用に関する条例(平成22年安曇野市条例第28号)に基づき井戸を設置する開発事業の手續中のものを含む。)を所有し、又は借り受けている者」と、同条第2項第1号中「井戸掘削工事を着手する90日前」とあるのは「平成25年9月30日」とする。
(地下水採取量の報告の経過措置)
- 3 当分の間、第17条に規定する報告は、同一敷地内で一日の採取量が10立方メートル以上のものとする。
(開発事業の経過措置)
- 4 施行日の前日までに土地利用条例に基づき井戸を設置する開発事業の手續中又は工事中のものについては、なお従前の例による。
(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)
- 5 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成17年安曇野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

附 則(令和3年3月30日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)
- 2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成17年安曇野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

○安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例施行規則

平成25年3月28日規則第18号

安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市地下水の保全・涵養及び適正利用に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地下水採取の届出)

第2条 条例第11条第1項に規定する届出は、地下水採取届出書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 井戸の設置の場所を示す図面

(2) 井戸の構造図

(地下水採取の事前協議)

第3条 条例第12条第1項に規定する協議は、地下水採取事前協議書(様式第2号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 井戸の設置場所(以下「採取地」という。)の位置を示す図面

(2) 採取地及びその周辺の公図並びにカラー写真

(3) 採取地の登記事項証明書

(4) 採取地の土地所有者と地下水採取者が異なる場合は、土地所有者の同意書

(5) 採取地を中心として半径300メートル以内が識別できる図面

(6) 井戸設置工事の設計図書及び設計書

(7) 事業者の場合は、事業の規模、事業全体の概要計画書等を記載した書面

(8) 節水、涵養計画に伴う算定根拠

2 条例第12条第4項に規定する通知は、地下水採取事前協議結果通知書(様式第3号)によるものとする。

第4条 削除

(説明会の開催通知)

第5条 条例第14条第2項の規定による通知は、地下水採取説明会開催通知(様式第4号)によるものとする。

(説明会の報告)

第6条 条例第14条第3項の報告書は、地下水採取説明会報告書(様式第5号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 出席者名簿(氏名及び住所を記載したもの)

(2) 説明会で使用した図面及び書類

(届出事項の変更)

第7条 条例第15条の規定による届出は、地下水採取変更届出書(様式第6号)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 井戸の設置の場所を示す図面

(2) 井戸の構造図

(井戸廃止の届出)

第8条 条例第16条の規定による届出は、井戸使用廃止等届出書(様式第7号)によるものとし、使用廃止又は撤去後の措置が確認できる写真を添付しなければならない。

(地下水採取量の報告)

第9条 条例第17条の規定による報告は、地下水採取量報告書(様式第8号)によるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第18条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第9号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月17日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日規則第25号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成26年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和2年2月14日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月28日規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市地下水の保全・涵養^{かん}及び適正利用に関する
条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

令和4年度 事業実績について(安曇野市水環境基本・行動計画 施策推進状況の点検・評価シート)

点検・評価年度 令和 4 年度 (年度中間時 / 年度末時)

【点検・評価シート】

				①	②		R5年度	
施策体系	施策番号	施策名称	目 標	実績(達成率: % ⇒ 評価欄に記載)	年次経過率 (当初計画)	評価 ※ (達成率: %)	評価理由	次年度に向けた 展望・課題等
				令和4年度				
1 水を貯める・育てる施策	1-1	水田機能維持・地力増進推進事業	R8年度に湛水面積97ha(160万㎡/年の涵養量)	・116.8万㎡/年の涵養量。 (湛水面積: 108.4ha)	—	—	令和3年度実績と比較し、湛水面積を1.1%増やせたことで、涵養量を12.4万㎡増加することができた。 ※R3実績: 94.558ha、104.4万㎡	・継続実施
	1-2	新規需要米等転作推進事業	R8年度に飼料米の作付面積160ha(147万㎡/年の涵養量)	・102.2万㎡/年の涵養量。 (作付面積: 141.6ha)	—	—	令和3年度実績と比較し、作付面積を1.1%増やせたことで、涵養量を9.4万㎡増加することができた。 ※R3実績: 132.2ha、79.0万㎡	・継続実施
	1-3	涵養事業の情報発信	取組期間中1回/月以上の情報発信	【達成率100%】 ・あづみの水結登録制度実施要綱を施行し、登録希望者の募集を行った。 ⇒登録申込のあった13者に登録証の交付式を行った(3月)。 ・あづみの水結のロゴマークを、市民の一般投票により決定した。 (市広報誌・市HPからの情報発信: 4～3月)	20%	○	令和4年度からの新規事業として実施し、水結登録者が13名であった。	・継続実施
	1-4	地下水位・湧水状況調査と涵養量の把握・公表	取組年度内に1回以上調査	【達成率: 100%】 ・地下水位・湧水量調査の継続実施 ⇒地下水(10箇所)、湧水(2箇所)、わさび田(2箇所)の水位測定実施。	20%	○	・年度目標達成 ▶水位測定ボランティア(6か所)	・継続実施
	1-5	定期的な実態調査(一斉測水等)の実施	R8年度までに、一斉測水等の各種調査を実施	・一斉測水はR7年度に計画。 ・アルプス地域地下水保全対策協議会の取組として、前年度の市町村水位調査結果をオープンデータとしてホームページで公開。	—	—	アルプス地域地下水保全対策協議会の事業として、前年度の市町村水位調査結果をホームページで公開。	・継続実施
	1-6	地下水保全条例の運用	関連数値の「見える化」を継続実施	・前年度採取量の整理・分析。 (井戸個数: 859個数)	—	—	・年度目標達成 ・井戸採取届出書: 13件 ・補足井戸(H25以前設置井戸): 2件	・継続実施
	1-7	地下水涵養に資する手法等の調査・研究・試行	R8年度に社会実装に資する施策を実施	・国営アルプスあづみ野公園と、ビオトープ拡張について打合せを行い、新たな環境施策を検討した。 ・信州大学へ研究委託を行い、「人間的な涵養効果の科学的検証実験」を行った。	—	—	・信州大学の研究結果により、涵養場所から下流域における涵養効果を検証した結果、涵養効果の可視化することができた。	・継続実施
2 水を上手に使う施策	2-1	節水に関する普及啓発	広報活動を1回/年以上	【達成率200%】 ・住宅用雨水貯留施設(補助金)事業の実施・運用(12件) ・市HP、広報紙等において、住宅用雨水貯留施設の広報を実施。 ・節水の取組に関して、再涵養の取組と併せ、事業者訪問を行い、ヒアリングを行った(33者)。	20%	◎	・住宅用雨水貯留施設(補助金)事業は、継続実施 ・33者の事業者訪問の結果、21者から詳細な節水・涵養施策を確認することができた。	・継続実施
	2-2	老朽管の布設替えによる揚水の適正化	R8年度に有収率85.4%以上	・老朽管の布設替え状況(上水道課) 3.047km。 ・上水道の揚水量の把握(上水道課) ⇒水収支評価への反映。	—	—	・老朽管(耐用年数40年以上経過している管路)対策を計画的に実施した。	・継続実施
	2-3	揚水者に対する揚水再活用の要請とフォローアップ	フォローアップ調査・涵養の実態調査を1回/年	【達成率100%】 ・採取量報告結果の整理 ・事前協議・審査案件に関するフォローアップ調査の実施・整理。 ⇒審査委員会付帯事項等の履行状況確認。 ⇒再活用・再涵養等の取組状況確認。	20%	○	R3年度、行動計画改定により位置づけられたフォローアップ調査を実施していく。	・継続実施
	2-4	再涵養方法に関する事例の提供と周知	再涵養に関する情報提供・周知を実施	・再涵養の取組に関して、節水の取組と併せ、事業者訪問を行い、ヒアリングを行った(15者)。 ・令和4年10月28日に、日本地下水学会秋季講演(松本大会)において「安曇野市水環境基本計画の取組みと現状の課題」について発表し、全国に周知・発信をした。	—	—	・再涵養の取組に係る現地確認(企業訪問)に関して、令和6年度の実施を目指し、訪問計画等の作成を行った。	・令和4年度実施した事業者訪問の「節水・涵養」調査を参考にし、事業者状況を整理する。

施策体系	施策番号	施策名称	目 標	実績(達成率: % ⇒ 評価欄に記載)	年次経過率 (当初計画)	評価 ※ (達成率: %)	評価理由	次年度に向けた 展望・課題等
				令和4年度				
2 水を上手に使う施策	2-5	水の適正利用に関する意識啓発と広報の実施	節水・適正利用の取組等に関して、広報を実施	・市内事業者訪問を行い、節水等に関してヒアリングを行い、(33者)、その結果を市ホームページに掲載。	—	—	・再涵養の取組に係る現地確認(企業訪問)に関して、令和6年度の実施を目指し、訪問計画等の作成を行った。	・令和4年度実施した事業訪問の「節水・涵養」調査を参考にし、事業者状況を整理する。
	2-6	適正利用に関する調査・研究	情報収集の継続実施	・情報収集を継続的に行った。	—	—	・再涵養の取組に係る現地確認(企業訪問)に関して、令和6年度の実施を目指し、訪問計画等の作成を行った。	・令和4年度実施した事業訪問の「節水・涵養」調査を参考にし、事業者状況を整理する。
3 水を清らかなまま維持する施策	3-1	水質のモニタリング調査	水質調査を継続実施(2回/年)	【達成率100%】 ・水質調査の継続実施 ⇒地下水(井戸水)(一般飲料水検査:28箇所 2回/年)。 ⇒水質調査結果の整理・分析。	20%	○	・年度目標達成	・継続実施
	3-2	水質の情報公開	水質調査結果を市HPで公表	・水質調査結果を市ホームページで公表した(前年度分)。	—	—	・年度目標達成	・継続実施
	3-3	事業者が行う水環境配慮の取組広報方法の検討・実施	R5年度までに事業者が行う水質保全等の取組状況に関して、1回/年以上広報を実施	—	—	—	—	・「令和の名水百選」の選定項目であることから、水環境保全の可視化に向けた取組みを進めて行く予定。
	3-4	河川の一斉清掃	河川の一斉清掃を継続実施(2回/年)	【達成率100%】 ・河川の一斉清掃 ⇒春・秋 2回/年 実施 ・憩いの池の清掃(都市計画課) ⇒除草作業(業者委託)3回 ⇒池内清掃(関係部署協力)3回 ・憩いの池の特定外来生物オオカワヂシャ駆除 3回(7月、9月、2月)	20%	○	・年度目標達成 ・憩いの池の特定外来生物「オオカワヂシャ」を駆除した。	・継続実施
	3-5	不法投棄の監視	監視員15人程度	・監視員14人による水辺の不法投棄の監視	20%	○	・目標達成	・継続実施
	3-6	合併浄化槽の管理徹底	浄化槽利用者に対する啓発(1回/年)	【達成率100%】 ・長野県松本地域振興局 環境・廃棄物対策課が行う合併浄化槽の現地確認及び管理者への改善指導に同行 ・浄化槽管理者に3つの責務(保守点検・清掃・法定検査)の徹底を促すため、補助金確定通知時及び工事完了、使用開始届出時にチラシを配布 ・県・協会制作の啓発チラシを個別に窓口で配布	20%	○	・年度目標を達成し、複数回、改善指導、広報活動を実施した。	・継続実施
4 水を大切に誇りに思える施策	4-1	市ホームページの地下水関連の1本化検討・実施	R5年度に1本化を実施	・今まで、他の部署で所管・管理をしていた「水(地下水)」関連サイトを一元化し、当該に一元化	—	—	・市ホームページ「水物語」関連を、政策経営課から環境課(水施策)に移行し、1本化を進めた。	・継続実施
	4-2	水環境に親しむ場の創出と積極的な広報・啓発	1回/年以上の広報・啓発	・令和4年6月8日に豊科東小学校で開催した出前授業の中で、市文化課の職員による「身近にいる水生生物」と題した屋外授業を行い、水田周辺で水生生物に親しむ取組を行った。 ・令和4年10月8、9日に開催した安曇野環境フェアにおいて、地下水模型等の地下水に係る展示等を行い、広報・啓発に努めた。	20%	◎	・安曇野環境フェアの展示会場で「地下水」関連展示をした。	・コロナ禍ということもあり、多会場で実施できなかったため、展示できる会場・イベントなどを検討していく。
	4-3	(仮称)安曇野マークの制作と認証制度の創設検討・実施・運用等	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・継続検討
	4-4	広報ツール等の活用	PR活動等の継続	・名水トレンディングカードの配布(277枚) ・平成30年度に国土交通省事業で制作した地下水の見える化・見せる化ツール(模型、パネル等)の活用 ⇒出前授業、安曇野環境フェア等で模型、パネル等を活用 ・国主催におけるWEB事例発表、地下水学会への参加により、市の取組みを候補することができた。	—	—	・国のWEB事例発表、地下水学会による発表により、全国に対して安曇野市における「水環境」への取組み内容を発信できた。	・あらゆる広報ツールを活用し、取組の広報を行っていく。

施策体系	施策番号	施策名称	目 標	実績(達成率: % ⇒ 評価欄に記載) 令和4年度	年次経過率 (当初計画)	評価 ※ (達成率: %)	評価理由	次年度に向けた 展望・課題等
4 水を大切に誇りに思える施策	4-5	水環境の学習教材の制作・活用及び体験学習等の検討	学習支援の継続	・令和4年5月26日に豊科北小学校で行った出前授業において、民間事業者の協力により、学校内にある井戸を利用して、児童による水位測定等の体験学習を実施した ・令和2年度に作成した地下水のしくみを含めたスライド資料を出前授業で活用した	—	—	・出校授業・出校講座の対象者に合わせて、スライド内容を変えるなど、予算をかけない学習教材を作成してきた。	・継続実施
	4-6	出前講座の展開	出前講座等の継続実施	・令和4年5月26日に豊科北小学校4年生(88人)に、同年6月8日には豊科東小学校4年生(27人)、堀金小学校5年生(36人)に、それぞれ出前授業を実施 ・出前講座としては、令和4年7月23日にJAあんしん広場において会員30名を対象に講座を開催	—	—	・令和4年度は、3小学校、1団体に対し出校授業・講座を展開し、延べ181人に水環境について周知啓発することができた。	・継続実施
	4-7	市民意向調査の実施	R6年度に実施	—	—	—	—	—
	4-8	名水の価値の向上等に関する調査・研究	調査・研究の継続	・環境省ウォータープロジェクトを通じて旭化成ホームプロダクツとの連携事業を実施 ⇒令和4年6月8日に豊科東小学校と堀金小学校で実施した出前授業において、旭化成ホームプロダクツから「きれいな水を使い続けるために出来ること」と題した授業を実施してもらった。 ⇒令和4年6月1日から同年8月31日まで、「かじかの里公園」で「フロッシュキャンペーン」を実施し、安曇野の水環境保全を呼びかけた。	—	—	・市外の事業者を連携し、小学校2校に対して出前授業を行い、「安曇野の名水」について、イメージアップを図ることができた。	・今後の「令和の名水百選」エントリーに向け、モデル事業等へ積極的に参加していく。
5 地下水保全・強化・活用を支援する社会システムの構築	5-1	市内関係者による地下水協力金の検討	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・検討継続
	5-2	地下水協力金(市外)の検討	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・検討継続
	5-3	事業者の水収支公表の仕組みづくり	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・検討継続
	5-4	地下水保全等の活動への参加・協力におけるインセンティブ付与	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・検討継続
6 推進のための体制づくり	6-1	運用・管理団体の設立	・資金調達に合わせ実施検討。	—	—	—	—	・検討継続
	6-2	広域(流域)モニタリング体制の確立等に向けた検討・調整	情報共有・協議・要請等を継続	・アルプス地域地下水保全対策協議会を開催(事務局は大町市) ⇒担当者会議を1回開催 ⇒地下水位をオープンデータとして公開	—	—	・令和3年度 地下水位オープンデータとして公表。 ・担当者会議1回開催。	・継続実施
	6-3	地下水年報の作成・公表	R7年度から1回/年公表	—	—	—	・地下水涵養、資金調達等の運用状況等を踏まえた検討も必要になることから、資金調達の係る検討も考慮しながら進めて行くこととなった。	・公表方法、場の検討を引き続き進める。愛媛県西条市地下水年報を参考に安曇野市バージョンの地下水年報の取りまとめ内容や公表方法の検討・整理を行う。

◎: 水準を上回る	7	・進捗率、達成度において年度目標を超える取組みを実現した。 ・あづみ野排水路における効果的な人為的涵養効果を科学的に検証し、今後の資金調達に向けた課題を一つ解決した。 ・環境省ウォータープロジェクト参加企業と連携し、市内小学校に向けた出前授業を実施した。 ・事業における「節水・涵養」の取組みについて実態調査を行うほか、当初計画(次年度以降の取組み)を前倒して取り組むことが出来た。
○: 概ね水準どおり	2	・再涵養方法に関する事例、市民向けの事例の提供と周知は思うように出来ず、地下水関係者への事例提供及び周知にとどまっていた。 ・蓄積された知見をどのように生かし、効果的に広報するかを今後検討する必要がある。
△: 水準を下回る	0	・市内施設のピオトープを活用した涵養については、施設担当者の交代等もあり連携ができなかった。 ・効果的な人為的涵養施策について、具体的な検討まで至らなかった。令和7年度までに具体的な施策を検討する必要がある。

※評価方法

評価は、実績の達成率(①)を年次経過率(②)で除した値(①÷②)により、以下の基準で行います。
達成率について、定量的な評価が難しい施策(検討段階にある施策等)についても、施策の目標達成に向けた取組全体を考慮した進捗率を(%)として評価することとします(全体評価についても同様)。

<各年次の個別評価の評価基準>

達成率と経過率の比	評価
【①÷②】≥1.1	◎: 水準を上回る
1.1>【①÷②】≥0.9	○: 概ね水準どおり
0.9>【①÷②】	△: 水準を下回る

【主な成果、課題と解決策】

【主な成果】

○地下水水位ボランティア

地下水水位ボランティア(R1～)参加者6人の継続。

○地下水涵養に資する手法等の調査・研究・試行

・「あづみの水結」登録制度を創設し、自ら「冬水田んぼ」に取り組んでいることをSNSを活用し発信してもらった。
・冬期間11月～2月(4ヶ月)において、農業用水路の水路維持用水を利用し、あづみ野排水路における人為的な地下水涵養効果について科学的検証実験を行った。

○再涵養手法検討に関する情報収集

・地下水採取量報告書の「節水・年間地下水涵養量」記入者に対して、事業者訪問を行い節水・涵養の取組みを把握した。

○住宅用 雨水貯留施設の拡大

・住宅用 雨水貯留施設設置補助金を活用した設置数について、前年度同数12基を維持することができた。

○出前講座の展開

・豊科北小学校、豊科東小学校、堀金小学校の3校、児童151人に対して「地下水のしくみと現状」と題した出前授業を実施し、そのうち2校(豊科東小学校、堀金小学校)では環境省ウォータープロジェクト参加企業:旭化成ホームプロダクツ(株)と連携し授業を実施した。
・JAあづみ「あんしん広場」に対して出前講座を実施した。これまで農業関係者の女性向け出前講座資料がなかったことから、講座に合わせてスライド資料を作成した。
・小中学校出前授業を推進するため、市学校教育課教育指導室と連携し、市校長会、教頭会で出前授業を周知した。

○本市の取組みを全国発信

・国(内閣官房 水循環政策本部、環境省)が主催するWEBセミナーにおいて、安曇野市の取り組みについて事例発表するほか、日本地下水学会秋季講演会において「水環境基本計画の取組みと現状の課題」について、全国の関係者に発信することができた。

○名水価値の底上げ、ブランディングに資する手法(PR・マーケティング強化等)の検討・整理

・環境省ウォータープロジェクトを通じた旭化成ホームプロダクツとの連携事業において、企業HP、Instagram等を活用し、安曇野の「名水価値」をPRした。

○広域連携の強化

・アルプス地域地下水保全対策協議会において、構成市町村の地下水位データ等を情報共有し、オープンデータとして公開した。

【課題と解決策】

○涵養施策の模索

・既存のアイデアにとらわれず、効果的な人為的涵養施策の幅広く情報収集し、検討を行う。
・グリーンインフラの観点から、市内の河川及び小河川を利用した環境用水施設(親水公園・ビオトープ)の設置検討を行う。

○資金調達に向けた検討

・涵養施策の検討と合わせた資金調達の模索検討。

【次年度(R5年度)に向けた展望】

1. 基本計画及び行動計画の策定に基づき、施策を検討・実施する。

▶令和3年度で改正した行動計画の施策を基に、新たなアイデアを出して効果的な人為的涵養施策を実現していく。

2. 継続(定着)・活用

▶これまでに実施された可視化研究(H28)、一斉測水調査結果(H27、R2)、筑波大辻村教授の研究(H30)、あづみ野排水路における人為的な地下水涵養効果の科学的効果検証など蓄積された知見を活かし、市民に向けた効果的な普及啓発手法について検討する。

3. R6年度に向けた「市民意向調査」項目について検討する。

※評価方法

評価は、実績の達成率(①)を年次経過率(②)で除した値(①÷②)により、以下の基準で行います。
達成率について、定量的な評価が難しい施策(検討段階にある施策等)についても、施策の目標達成に向けた取組全体を考慮した進捗率(%)として評価することとします(全体評価についても同様)。

<各年次の個別評価の評価基準>

達成率と経過率の比	評価
$[(①÷②)] ≥ 1.1$	◎: 水準を上回る
$1.1 > [(①÷②)] ≥ 0.9$	○: 概ね水準どおり
$0.9 > [(①÷②)]$	△: 水準を下回る

地下水利用状況(令和3年度分 地下水採取量届出書受付結果)

■地下水採取量報告受付結果

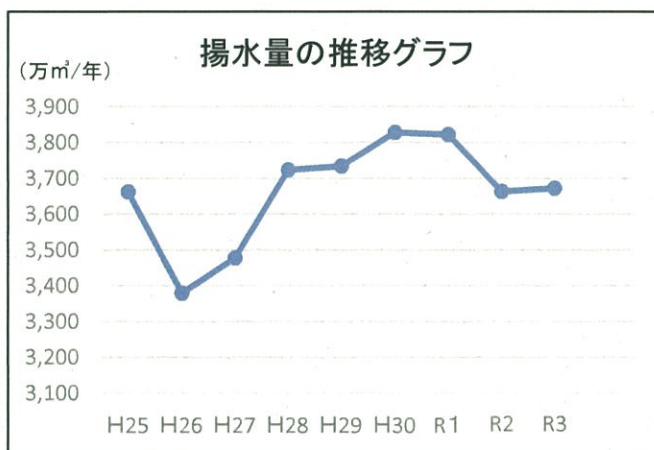
(単位:件)

年度	提出依頼	受付(井戸本数)	未届(井戸本数)
H25	257	184	73
H26	179	168	11
H27	173	123	50
H28	286	227	59
H29	322	313	9
H30	321	316	5
R1	398	376	22
R2	303	294	9
R3	253	248	5

■揚水量の推移

年度	年間揚水量(万 m^3 /年)
H25	3,663
H26	3,380
H27	3,478
H28	3,724
H29	3,735
H30	3,829
R1	3,823
R2	3,664
R3	3,673

※1日10 m^3 未満の届出不要分及び
採取量報告 未提出分の見込み量を含む。



■地下水利用状況(R3年度)

項目	事業用	水道用	農業用	養魚用	家庭用	合計
揚水量(m^3 /年)	11,069,701	12,326,544	581,587	12,561,380	191,455	36,730,667
揚水量(%)	30.1	33.6	1.6	34.2	0.5	

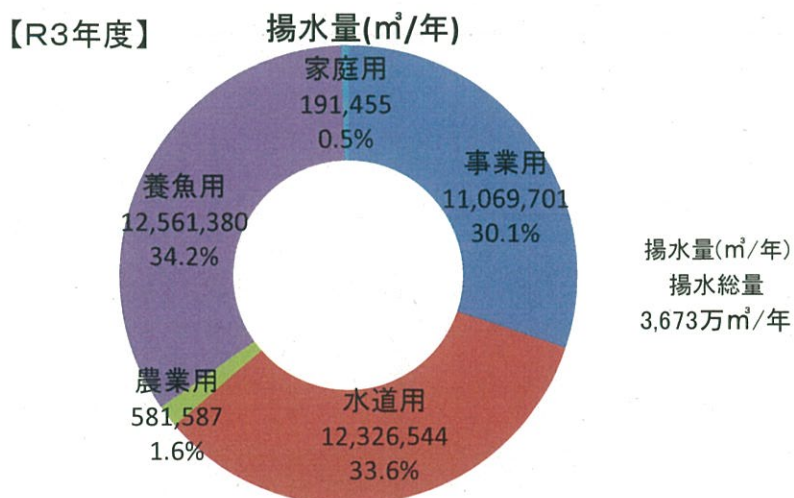


図1 井戸の用途ごとの揚水量

水収支の評価(水収支バランスの把握)

資料4

水収支は以下のとおり、項目毎に量を算出し評価します。

【水収支評価シート】

【水収支評価シート】					令和3年度	
大項目	中項目	億m ³ /年	小項目	億m ³ /年	備考	
A	安曇野市内への 降水を源に流入する 地下水量	1.35	土地浸透量	0.58	水収支解析による算出値	
			河川伏没量	0.54	実測値に基づく算出値	
			水田涵養量	0.23	耕作面積に基づく算出値	
B	市外から 表流水経由で 流入する地下水量	0.88	土地浸透量	0.00	なしにつきゼロ	
			河川伏没量	0.35	実測値に基づく算出値	
			水田涵養量	0.53	耕作面積に基づく算出値	
C	市外から 流入する地下水量	4.47	土地浸透量	0.71	水収支解析による算出値	
			河川伏没量	3.76	実測値に基づく算出値	
			水田涵養量	1.51	耕作面積に基づく算出値	
			地下水 揚水量	上水道	-0.12	水道・工業統計に基づく算出値
				上水道以外	-0.69	水道・工業統計に基づく算出値
			地下水湧出量	-0.69	市外で湧出し河川に戻る推定量	
流入総計(A+B+C)		6.70			A+B+C	
D	安曇野市の 地下水揚水量	0.37	上水道	0.12	地下水採取量報告書の届けに基づく算出値	
			上水道以外	0.24	地下水採取量報告書の届けに基づく算出値	
E	安曇野市の 地下水湧出量	6.33	市内起源	1.86	A+B-D	
			市外起源	4.47	C	
流出総計(D+E)		6.70			D+E	
水収支 (流入－流出)		0.00			(A+B+C)－(D+E)	

【評価】

・令和3年度の地下水流入量と流出量の均衡値は、前年度と比較して増加している。令和2年度と同様に年間降水量が増加したことが要因の1つと考えられる。

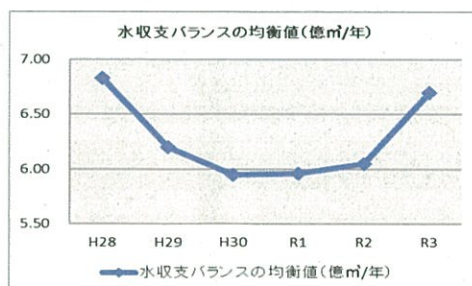
・引き続き、人為的な涵養施策により賦存量を増やすとともに、節水の取組を推進し、地下水揚水量を抑制することで、水収支のバランスの均衡値を上昇させていくことが求められる。

※項目C中、地下水揚水量については、算定に用いる最新の値が公開されていないため、昨年公開の値を使用し、数値を算出した。

【水収支の経年変化】

年度	水収支バランスの均衡値(億m ³ /年)	前年度との差	評価
H28	6.83	—	—
H29	6.20	-0.63	水収支バランスの均衡値がH28年度と比べ下がった。
H30	5.95	-0.25	水収支バランスの均衡値がH29年度と比べ下がり、経年で低下傾向を示している。H28年度比較では、13%程度ほど低下した。
R1	5.96	0.01	水収支バランスの均衡値が、平成30年度と比較して上がった。
R2	6.05	0.09	水収支バランスの均衡値が、令和元年度と比較して上がった。
R3	6.70	0.65	水収支バランスの均衡値が、令和2年度と比較して上がった。

【水収支の経年変化(グラフ)】





3 水収支の評価

水収支は以下のとおり、項目毎に量を算出し評価します。

大項目	中項目	億m ³ /年	小項目	算出根拠とする資料	入手可能時期	基準値 (H26値) (億m ³ /年)	算出方法	
流入	A 安曇野市内 への降水を 源に流入する 地下水量	右記を合計	土地浸透量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	0.52	(対象年の年間降水量÷1,057 ^{※1})×基準値	
			河川伏没量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	0.48	(対象年の年間降水量÷1,057 ^{※1})×基準値	
			水田涵養量	農政部局の水稲作付面積	●年●月	-	水稲作付面積m ² ×0.0275m/日×90日×0.3 ^{※2} ÷1億	
	B 市外から 表流水経由で 流入する 地下水量	右記を合計	土地浸透量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	0.00	なしにつき常にゼロ	
			河川伏没量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	0.31	(対象年の年間降水量÷1,057 ^{※1})×基準値	
			水田涵養量	農政部局の水稲作付面積	●年●月	-	水稲作付面積m ² ×0.0275m/日×90日×0.7 ^{※3} ÷1億	
	C 市外から 流入する 地下水量	右記を合計	土地浸透量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	0.63	(対象年の年間降水量÷1,057 ^{※1})×基準値	
			河川伏没量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	3.34	(対象年の年間降水量÷1,057 ^{※1})×基準値	
			水田涵養量	作物統計調査 ^{※4}	当年年末 ～翌年年始	-	水稲作付面積m ² ×0.0275m/日×90日÷1億	
			地下水 揚水量	上水道	長野県水道統計情報 ^{※5}	翌々年夏	-	左記資料から値を抽出
				上水道以外	工業統計調査 ^{※6}	翌々年春	-	左記資料の値に市町村毎に補正係数 ^{※7} を乗じ算出
			地下水湧出量	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	毎年1月	-0.62	安曇野市の地下水湧出量÷5.84 ^{※8} ×基準値	
流入総計			上記を合計				A+B+C	
流出	D 安曇野市の 地下水揚水量	右記を合計	上水道	水道部局の実績揚水量	翌年●月		市提供資料に基づく実績値	
			上水道以外	毎年の取水量報告量	翌年●月		23,465,137 ^{※9} ×毎年の取水量報告量÷16,696,424 ^{※10}	
	E 安曇野市の 地下水湧出量	右記を合計	市内起源(A+B-D)	気象庁穂高アメダス 観測所年間降水量	翌年1月	-	対象年の年間降水量×0.0054376164 ^{※11}	
			市外起源(C)					
	流出総計		上記を合計				D+E	
水収支 (流入－流出)		上記から算出				(A+B+C)－(D+E)		

※1 気象庁穂高アメダス観測所における46年間(S45-H27)の平均年間降水量(ただし、S45～S53は松本アメダスの年間降水量から推計した値を用いた)

※2 安曇野市内のみを流下する河川(例えば烏川等)を取水口とする農業用水路の受益面積が安曇野市における受益面積の約30%なのでこの値とした

※3 安曇野市外を流下する河川(例えば梓川等)を取水口とする農業用水路の受益面積が安曇野市における受益面積の約70%なのでこの値とした

※4 作物統計調査 農林水産関係市町村別統計 各年度 水稲 長野県 インターネット公開情報

※5 長野県 水道統計情報 各年度 上水道事業 取水量 年間取水量 地下水(伏流水・浅井戸水・深井戸水・湧水) インターネット公開情報

※6 工業統計調査 結果報告書 各年度 市町村別 1日あたり水源別用水量(地下水) インターネット公開情報

※7 工業統計調査の1日あたり水源別用水量(地下水)は従業員30人以上の企業を対象とし、その量が過小なので、以下の補正係数を乗じる

大町市:1.00倍、松川村:1.00倍、池田町:1.00倍、松本市:3.07倍、山形村:1.00倍、朝日村:1.00倍、塩尻市:12.58倍

※8 平成26年の安曇野市の地下水湧出量(億m³/年)

※9 平成25年度地下水採取届出書に基づく上水道以外の安曇野市の平成25年度の地下水揚水量(m³/年)

※10 平成26年度地下水採取報告書に基づく10m³/日以上揚水している井戸の平成25年度の地下水揚水量(m³/年)

※11 平成20年以降の穂高湧水量観測所の年間総湧出量と気象庁穂高アメダス観測所の年間降水量との相関から求められる補正係数

5 安曇野市の水収支

(1) 安曇野市の水収支の考え方

水収支とは、「ある領域」の「ある期間」の水の出入りの差し引きを表したものです。安曇野市は、松本盆地という流域の一部であり、上流からの流入を考慮する必要があります。よって、松本盆地の最下流部に位置する安曇野市の水収支を考えるに当たり、以下の考え方を導入しました。

【ある領域】

- ・「ある領域」は「安曇野市」とする。
- ・安曇野市は松本盆地の最下流部に位置するため、「市外から流入する地下水」と「市外から表流水経由で流入する地下水」を組み込み、上流からの地下水供給を見える化する（図 2.37）。

【ある期間】

- ・「ある期間」は、地下水（地下水位、湧出量、地下水賦存量）が降水量の季節変化に調和して変化し、基本的に1年間で元に戻るとの考えが一般的であることから、「1年間」とする。
- ・松本盆地は広大であるため、涵養とこれに伴う地下水湧出の均衡に1年以上の期間を要する可能性はあるが、「近年の地下水位、湧出量、地下水賦存量が概ね横ばいである」と判断し、「平成26年」の水収支を「±0」とする。

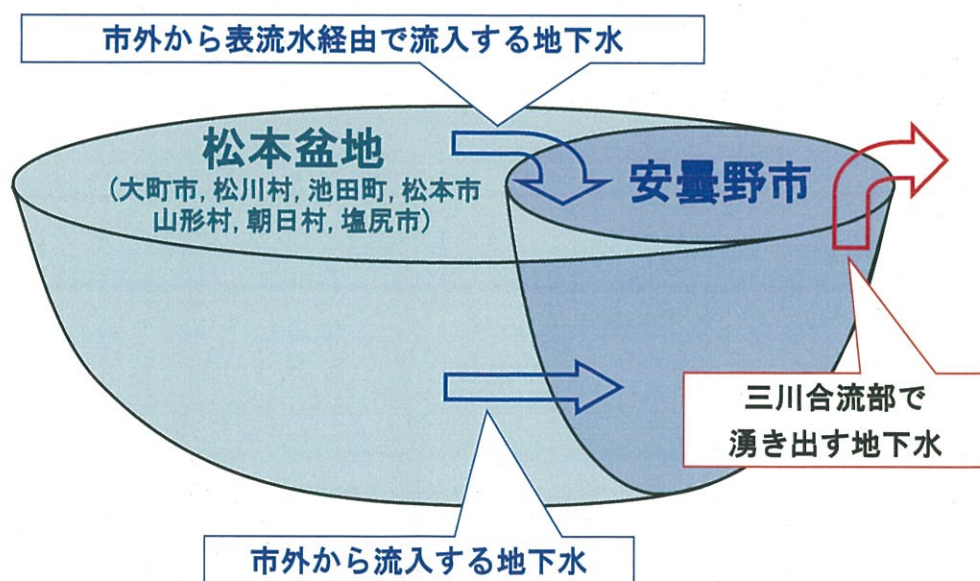


図 2.37 松本盆地における安曇野市の水収支の考え方

(2) 本計画での水収支体系

地上部における降水は、一部が地表を流れ（表面流出）、地表に貯まった水は蒸発し（蒸発散）、残りがその土地から地下へ浸透します。安曇野市では、このような浸透（土地浸透）以外に、河川からの伏没や水田からの涵養により地下水が育まれています。

本計画での水収支は、上記の「地上部の水収支」と地下水に着目した「地下部の水収支（地下水収支）」に分ける形で示すこととします（図 2.38）。

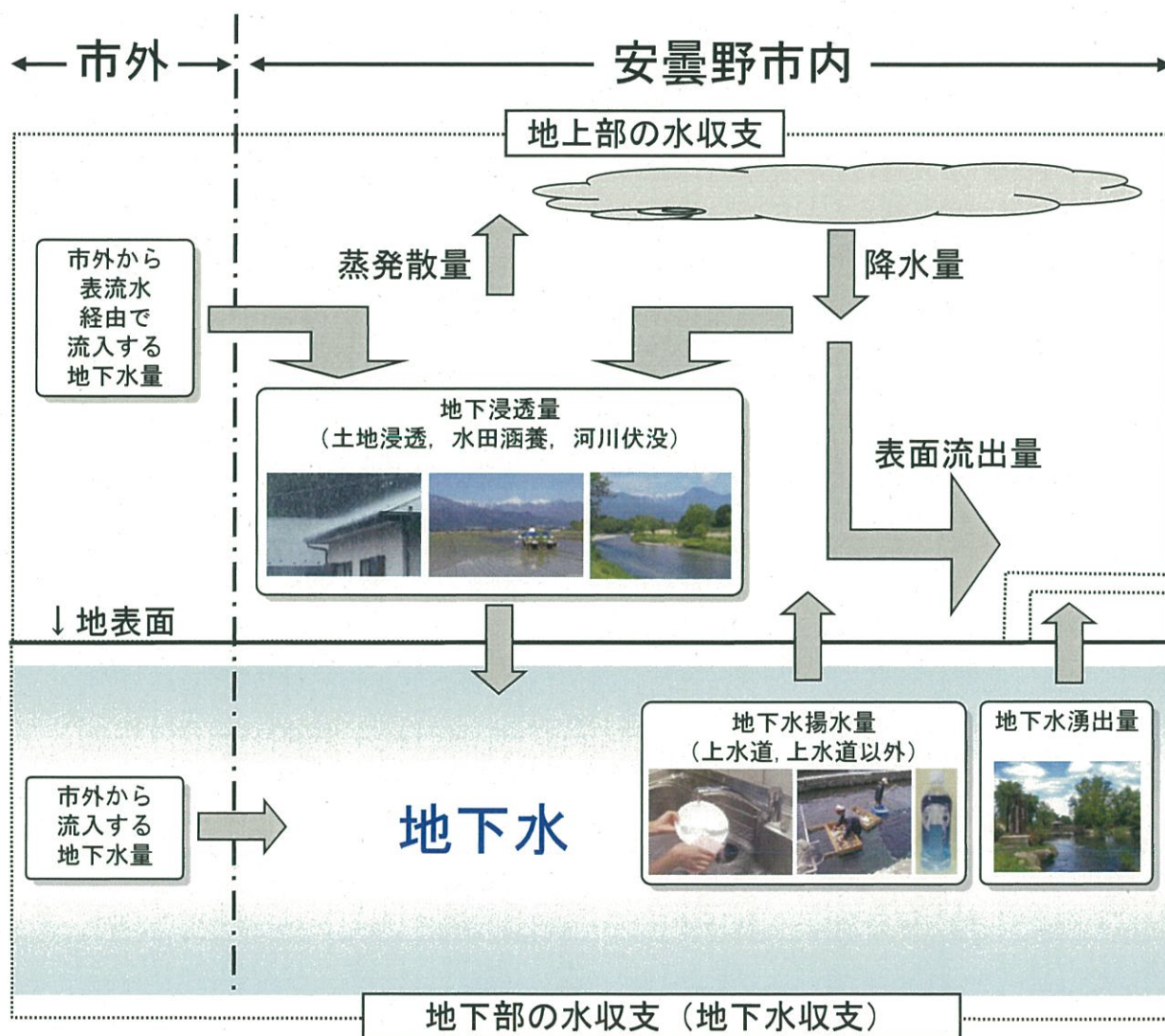


図 2.38 本計画での水収支体系

(3) 安曇野市の水収支

1) 水収支

平成 26 (2014) 年の水収支を以下に示します。安曇野市では、土地浸透と河川伏没だけでなく、水田からの涵養水が、地下水の重要な涵養源となっています(表 2.6)。これらの水の一部は市外からの表流水により賄われています。また、市外から地下水として流入する量も豊富です(図 2.39)。

水収支からは、これら市内外の恵みを受け、三川合流部での豊富な湧き水(5.84 億 m³/年)が生じていることが分かります。

表 2.6 安曇野市※1の水収支(平成 26 年時点)

区分	項目	億 m ³ /年	合計	水収支
地上部の水収支	流入	降水量	6.12	0.00
		市外から表流水経由で流入する地下水量	0.86	
		地下水揚水量	0.34	
	流出	蒸発散量	2.04	
		表面流出量	3.18	
		土地浸透	0.52	
		水田涵養	0.79	
		河川伏没	0.79	
地下部の水収支	流入	土地浸透	0.52	0.00
		水田涵養	0.79	
		河川伏没	0.79	
		市外から流入する地下水量	4.08	
	流出	地下水揚水量	0.34	
		地下水湧出量	5.84	

※1 安曇野市(約 332km²)を対象とした水収支です。

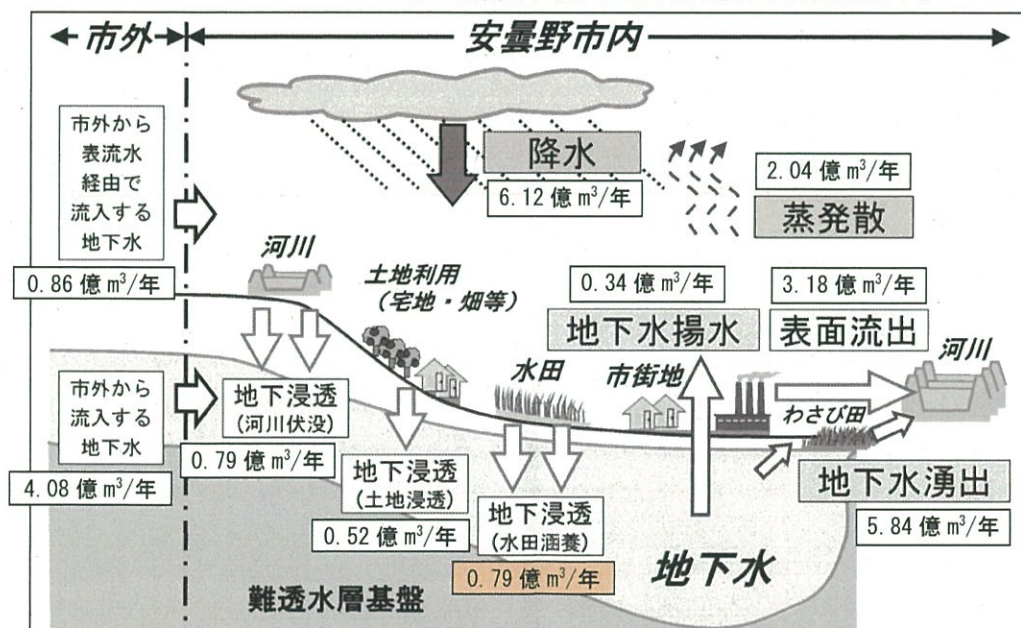
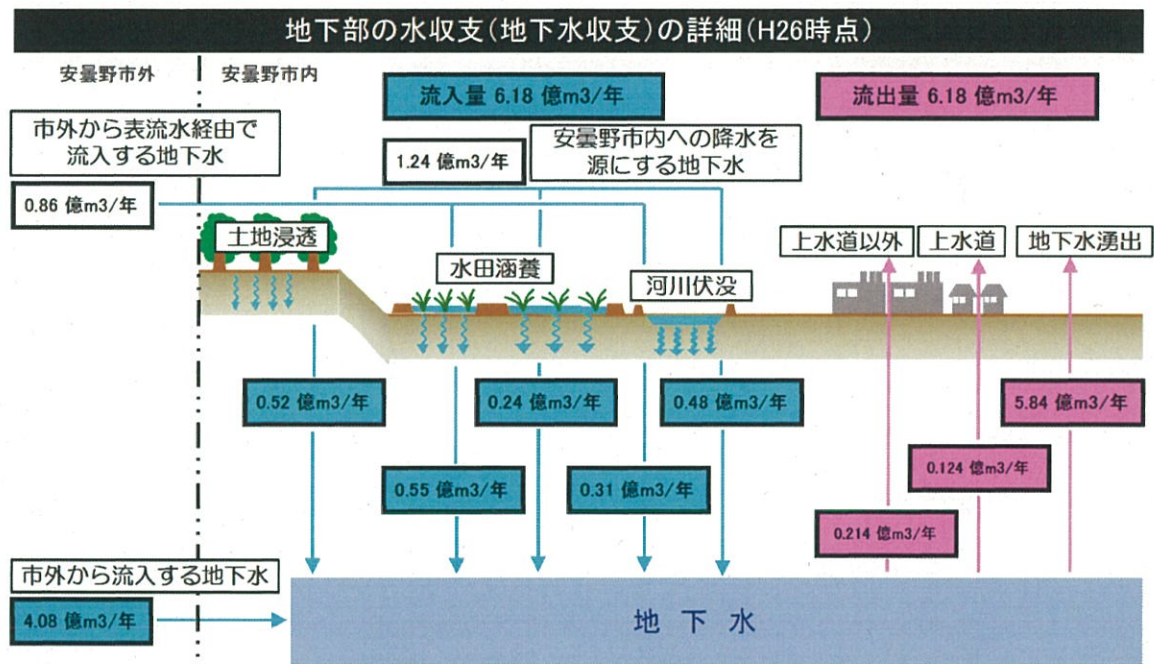


図 2.39 安曇野市の水収支(平成 26 年時点)

2) 地下水収支

平成 26 (2014) 年の地下部の水収支 (地下水収支) を詳細に示すと図 2.40 のようになります。安曇野市内への降水を源に流入する地下水 (1.24 億 m^3 /年) だけでなく、市外から表流水経由で流入する地下水 (0.86 億 m^3 /年) と市外から流入する地下水 (4.08 億 m^3 /年) があるため、地下水としての流入量の総計は 6.18 億 m^3 /年に達します。このうち、安曇野市で 0.34 億 m^3 /年が揚水され、残り 5.84 億 m^3 /年が三川合流部で湧水として湧き出すこととなります。



H26時点						
大項目		中項目	億m ³ /年	小項目	億m ³ /年	備考
流入	A	安曇野市内への降水を源に流入する地下水量	1.24	土地浸透量	0.52	水収支解析による算出値
				河川伏没量	0.48	実測値に基づく算出値
				水田涵養量	0.24	耕作面積に基づく算出値
	B	市外から表流水経由で流入する地下水量	0.86	土地浸透量	0.00	なしにつきゼロ
				河川伏没量	0.31	実測値に基づく算出値
				水田涵養量	0.55	耕作面積に基づく算出値
	C	市外から流入する地下水量	4.08	土地浸透量	0.63	水収支解析による算出値
				河川伏没量	3.34	実測値に基づく算出値
				水田涵養量	1.60	耕作面積に基づく算出値
				地下水揚水量	-0.87	水道・工業統計に基づく算出値
				地下水湧出量	-0.62	市外で湧出し河川に戻る量(推定値※)
流入総計			6.18		A+B+C	
流出	D	安曇野市の地下水揚水量	0.34	上水道	0.124	市提供資料に基づく実績値
				上水道以外	0.214	井戸届けに基づく算出値
	E	安曇野市の地下水湧出量	5.84	市内起源	1.76	A+B-D
				市外起源	4.08	C
	流出総計			6.18		D+E
水収支(流入－流出)			0.00		(A+B+C)－(D+E)	

※安曇野市外の量で定量化に資する調査を行っていないため、水収支を±0とすることで得られる推定値としました。

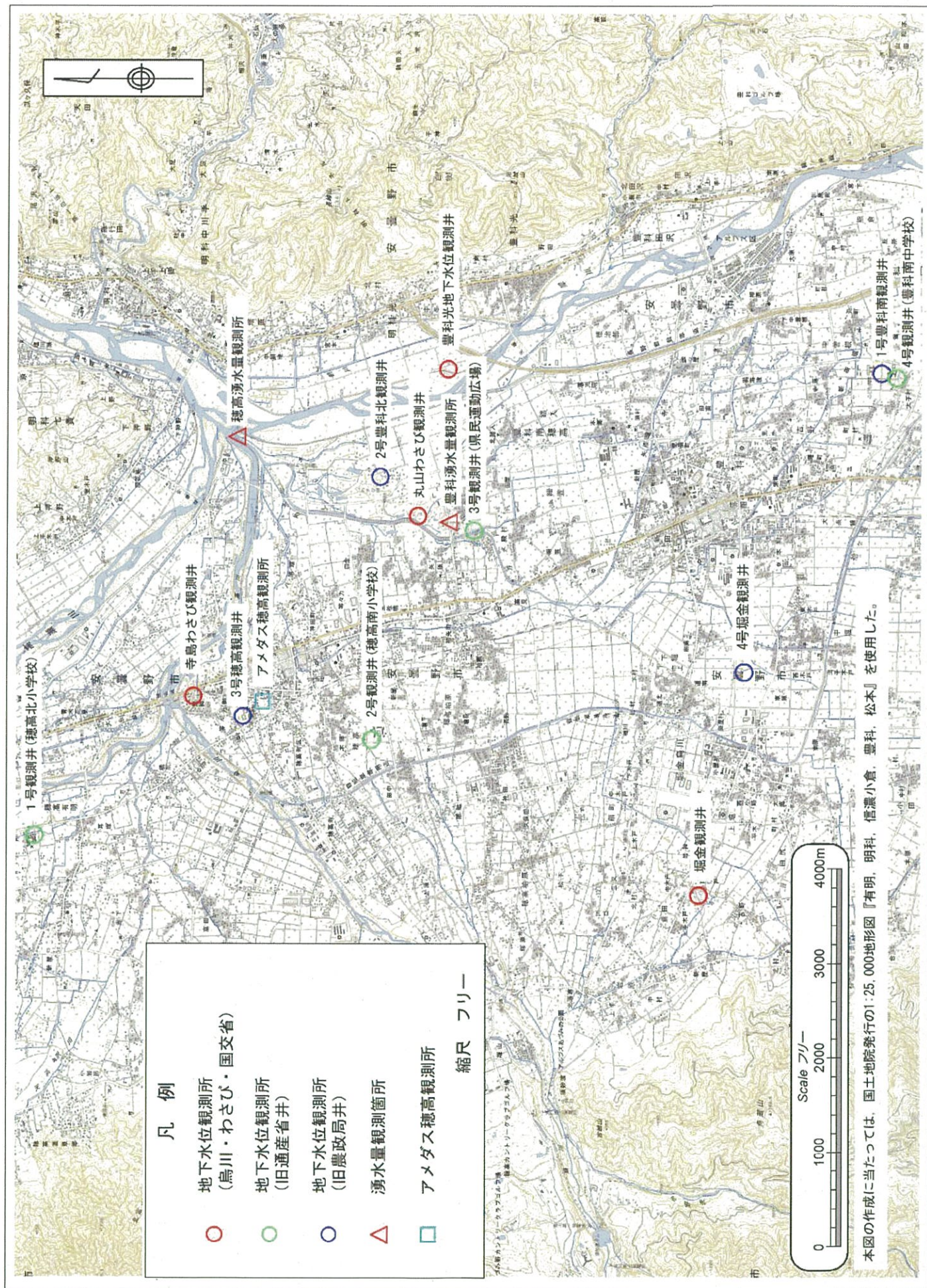
図 2.40 安曇野市の地下部の水収支の詳細 (平成 26 年時点)

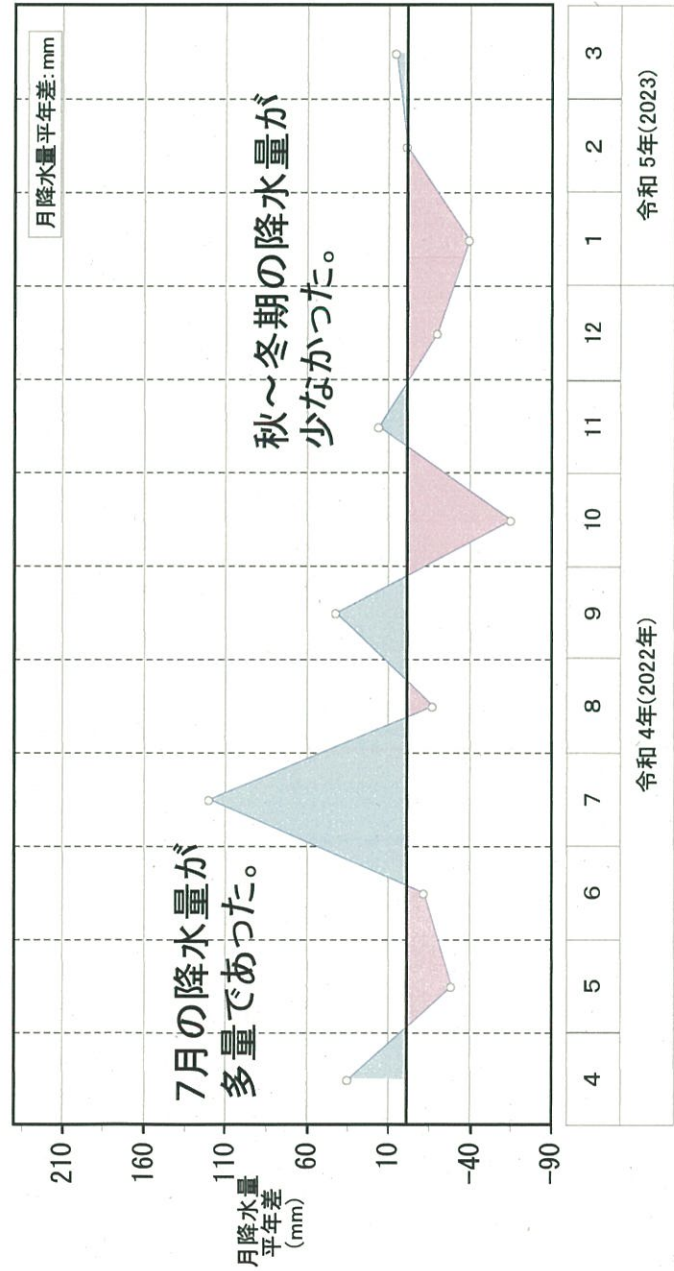
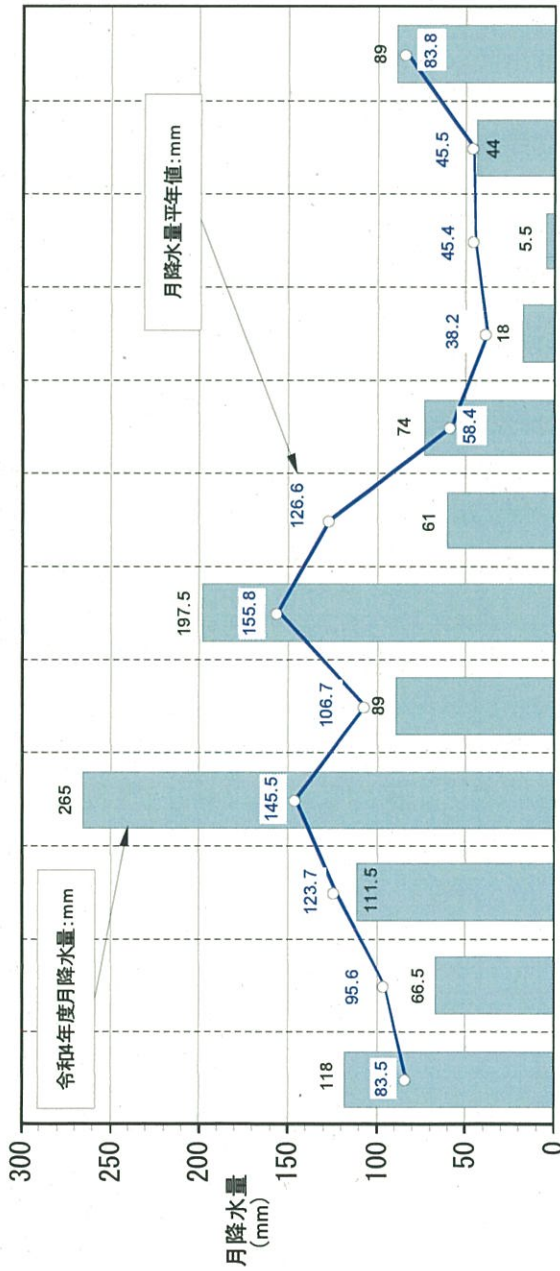
令和4年度 地下水位観測調査

地下水位・湧水連続観測；計14箇所

内訳 穂高3箇所，豊科5箇所，堀金2箇所

わさび田2箇所，湧水2箇所





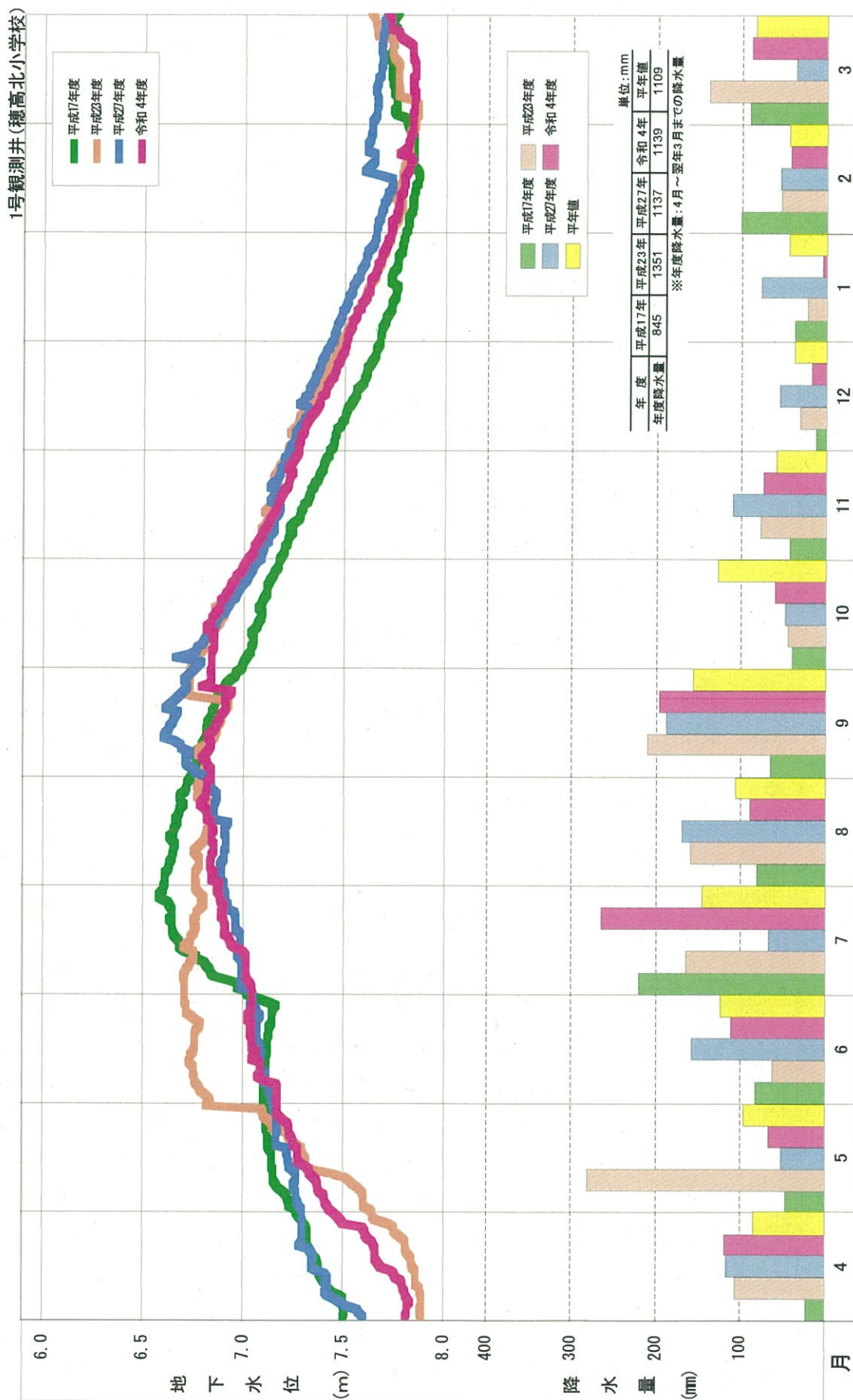
※平年値は地域気象観測所(アダス穂高)の1991～2020までの統計値である。

月別降水量平年比較図

令和4年度 降水量 1139.0 mm
平年値 1108.7 mm
(アメダス穂高)

月	降水量 (mm)	平年値 (mm)	平年差	平年比
4	118.0	83.5	34.5	141%
5	66.5	95.6	-29.1	70%
6	111.5	123.7	-12.2	90%
7	265.0	145.5	119.5	182%
8	89.0	106.7	-17.7	83%
9	197.5	155.8	41.7	127%
10	61.0	126.6	-65.6	48%
11	74.0	58.4	15.6	127%
12	18.0	38.2	-20.2	47%
1	5.5	45.4	-39.9	12%
2	44.0	45.5	-1.5	97%
3	89.0	83.8	5.2	106%
計	1139.0	1108.7	30.3	103%

旧通産省1号観測井(穂高北小学校)

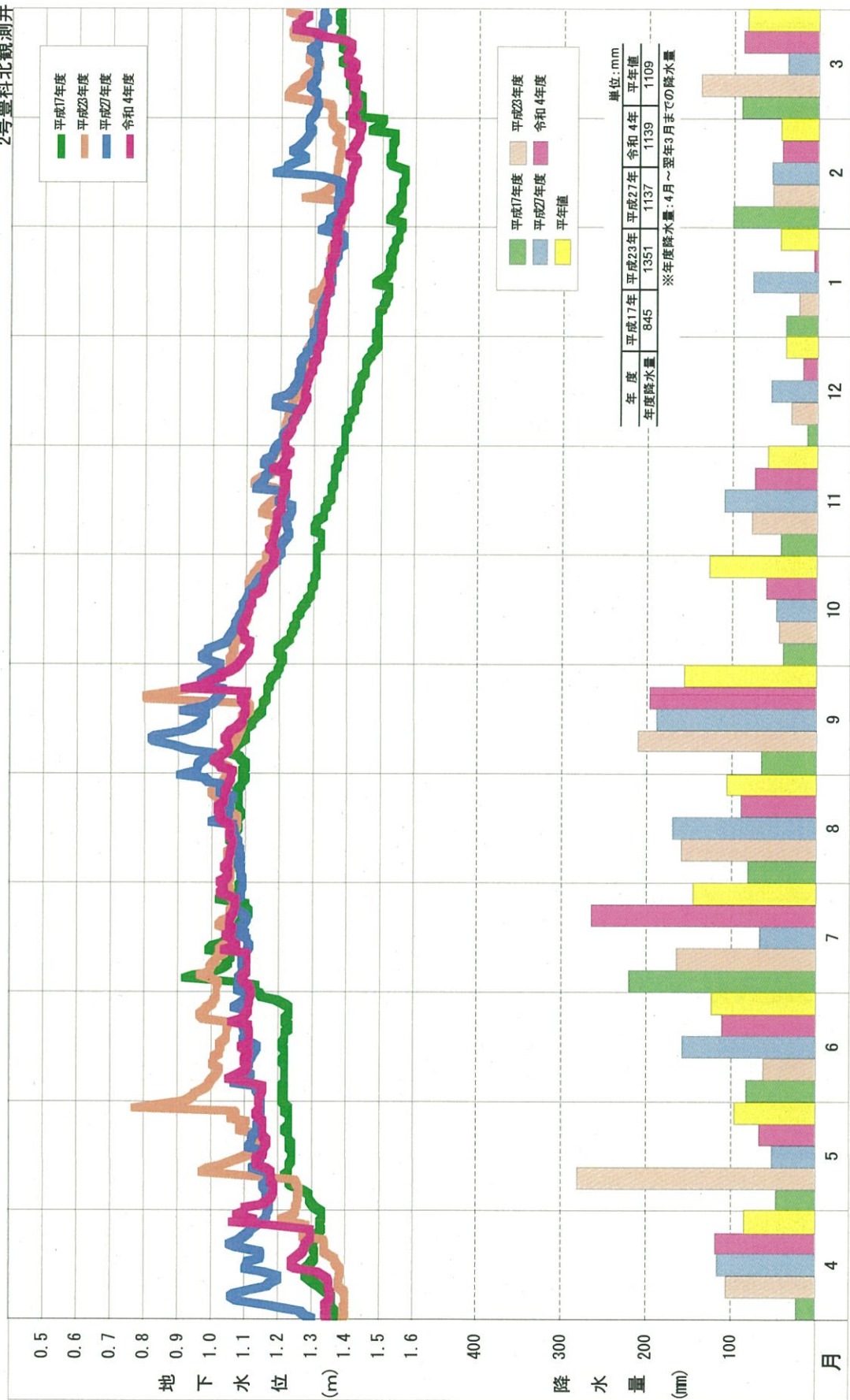


8) 日別水位経年比較図

日別観測記録比較図

旧農政局2号観測井(豊科北観測井)

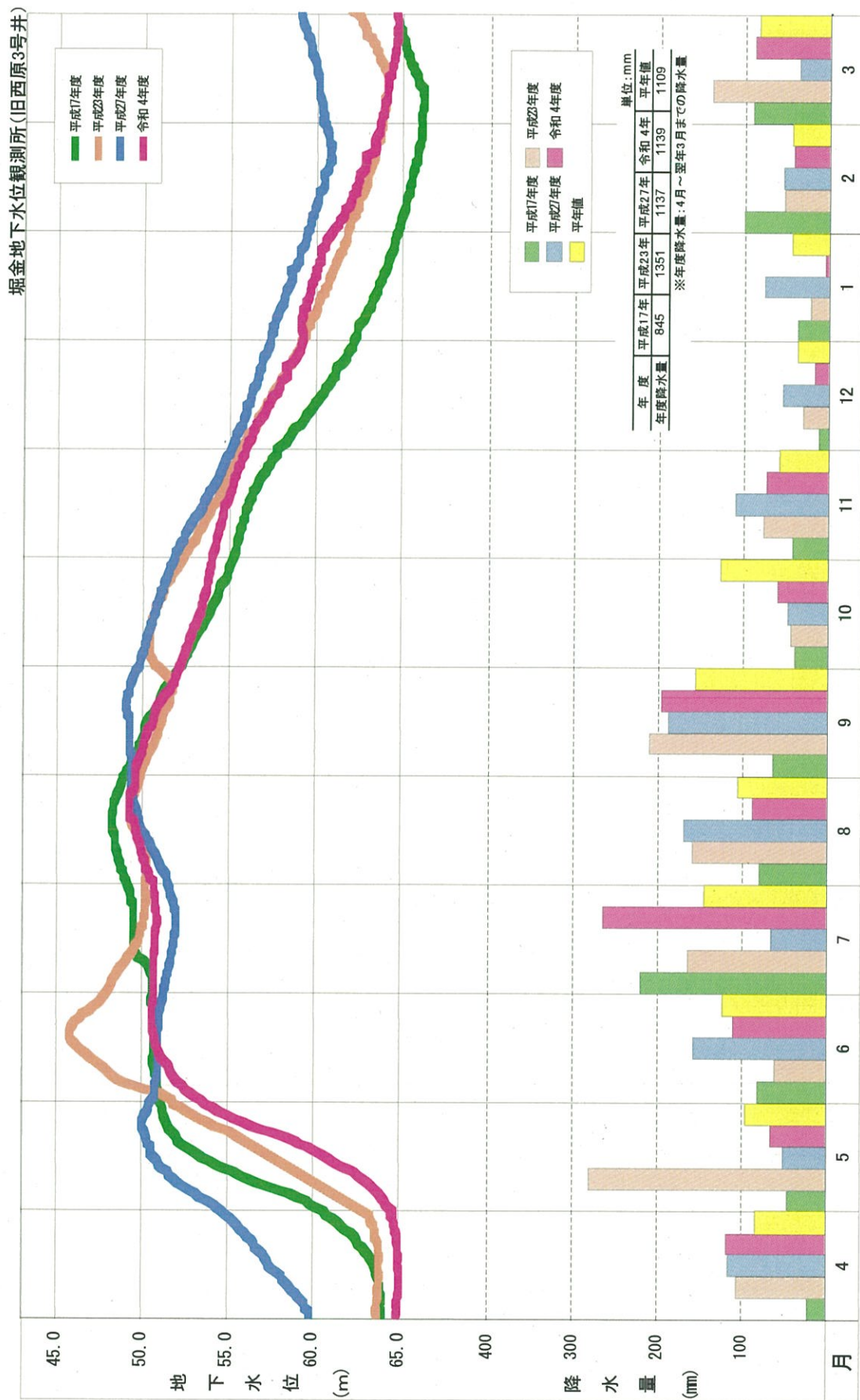
2号豊科北観測井



8) 日別水位経年比較図

日別観測記録比較図

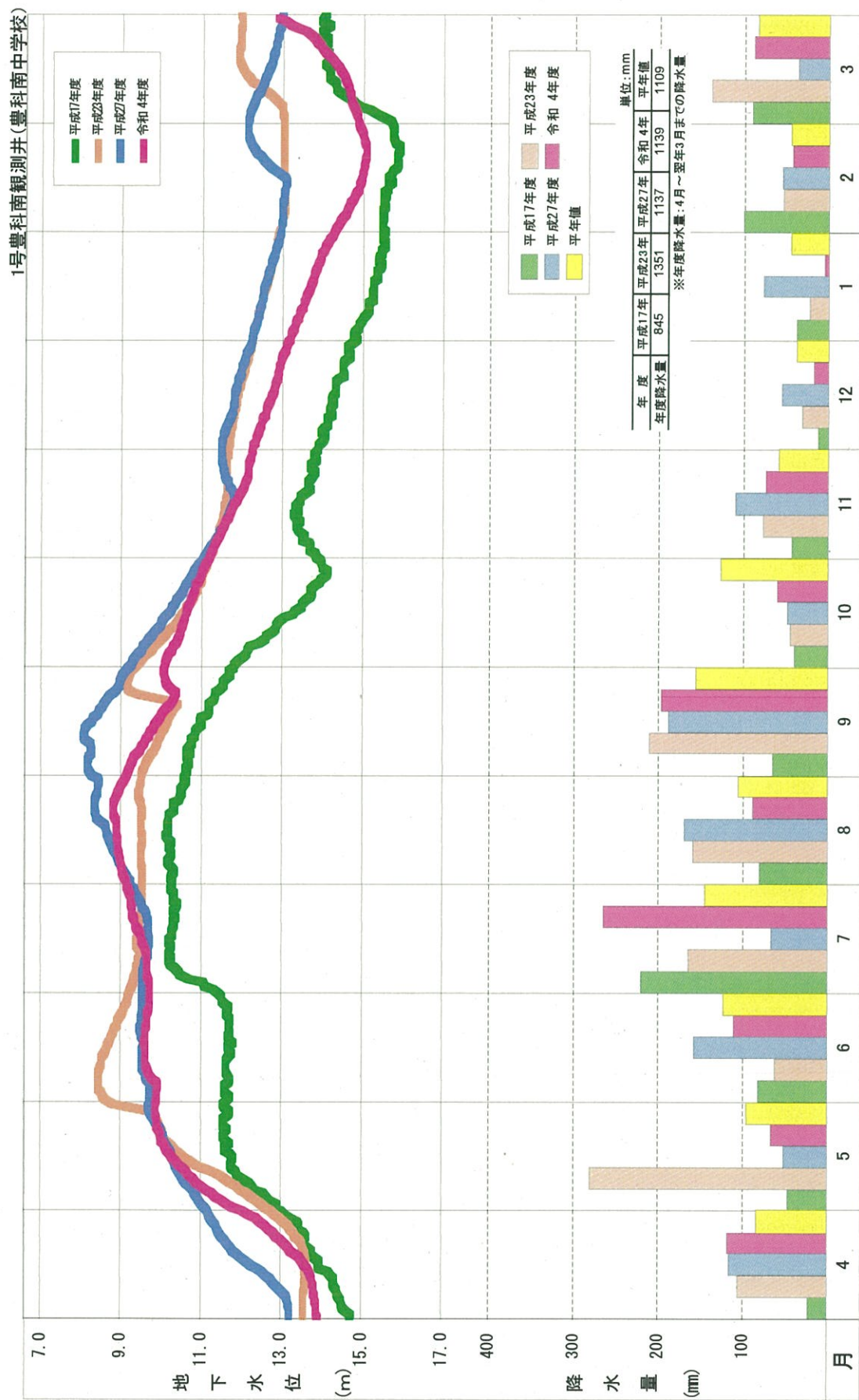
堀金地下水位観測所(旧西原3号井)



日別観測記録比較図

8) 日別水位経年比較図

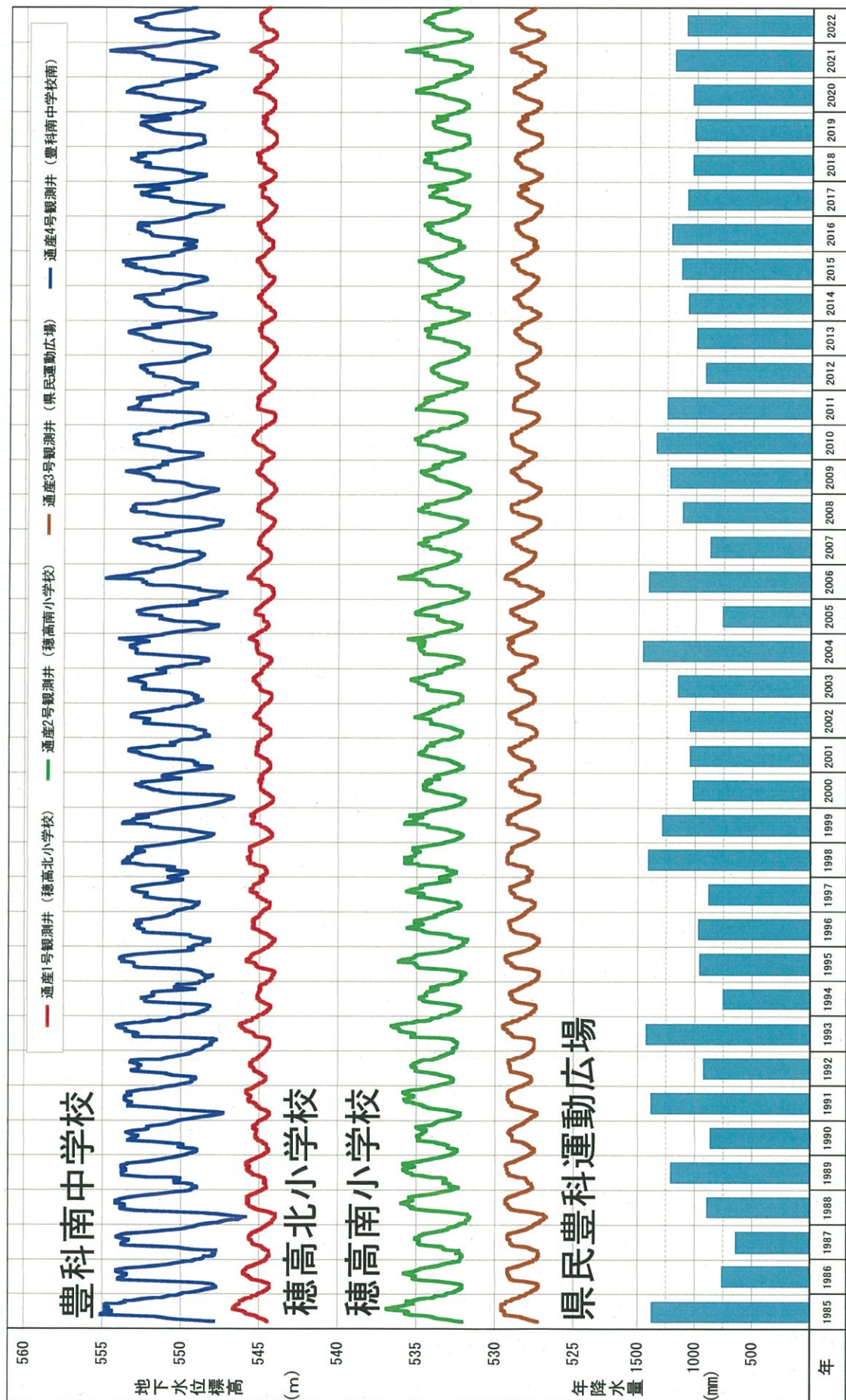
旧農政局1号観測井(豊科南中学校)



8) 日別水位経年比較図

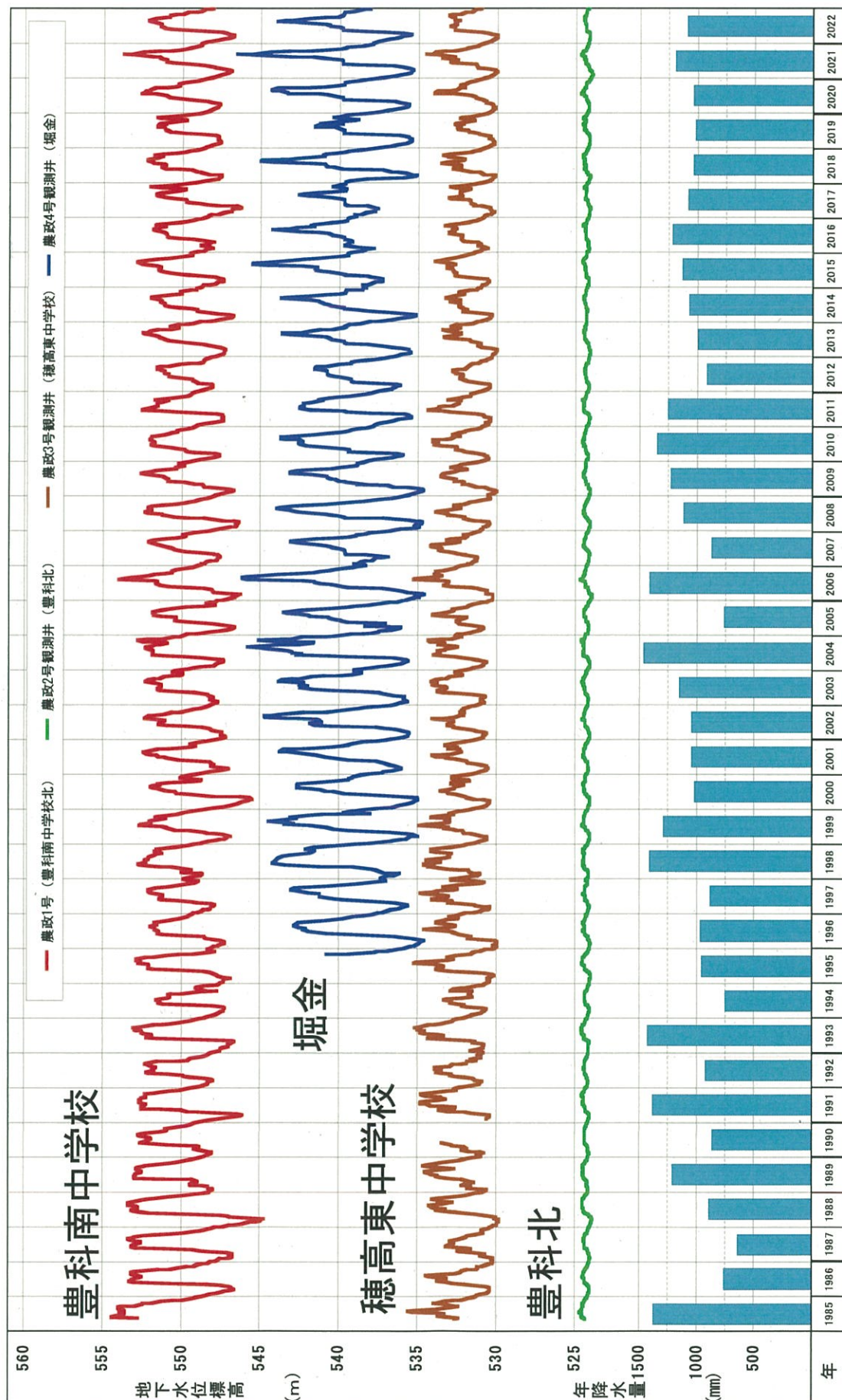
日別観測記録比較図

旧通産省観測井



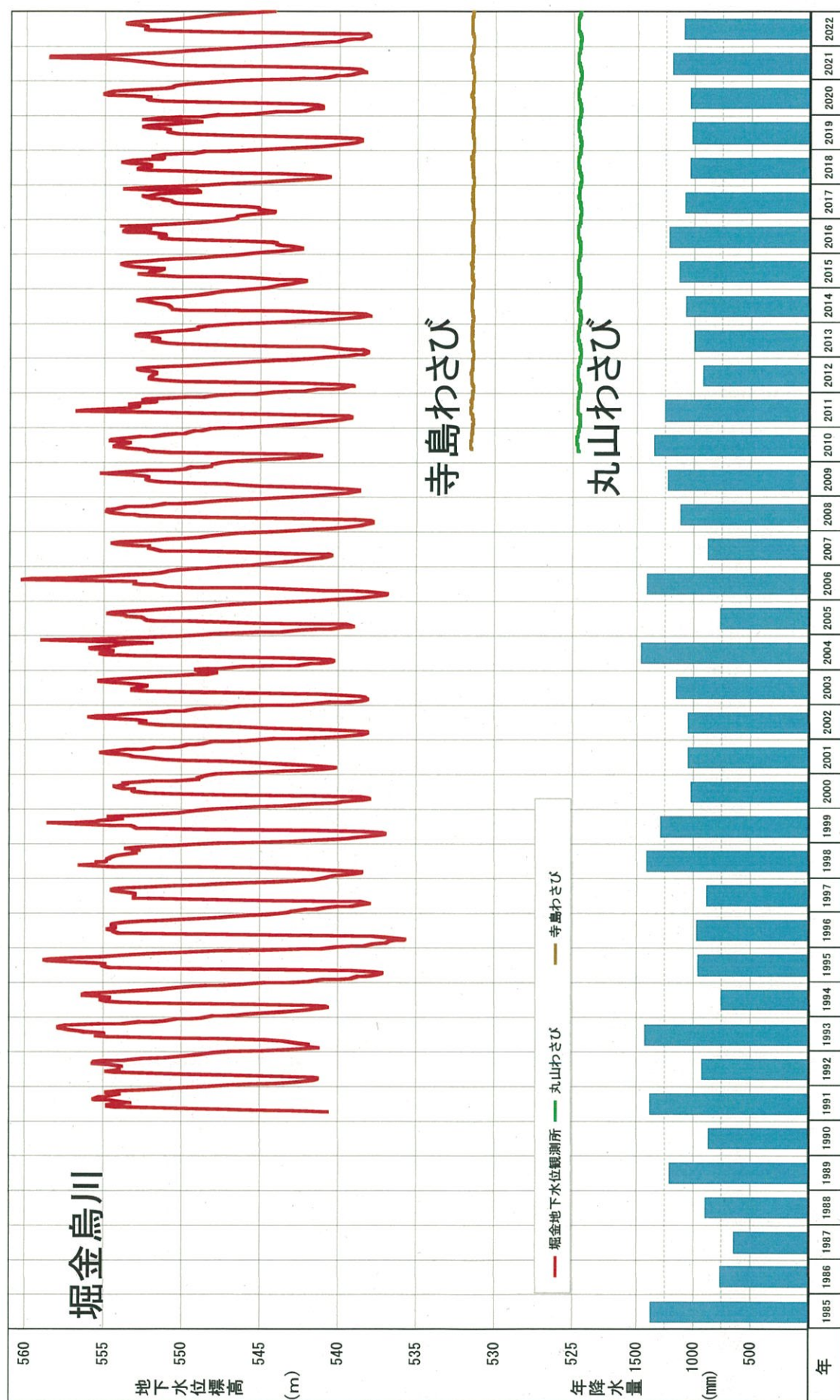
旬別経年比較図(1)

旧農水省観測井



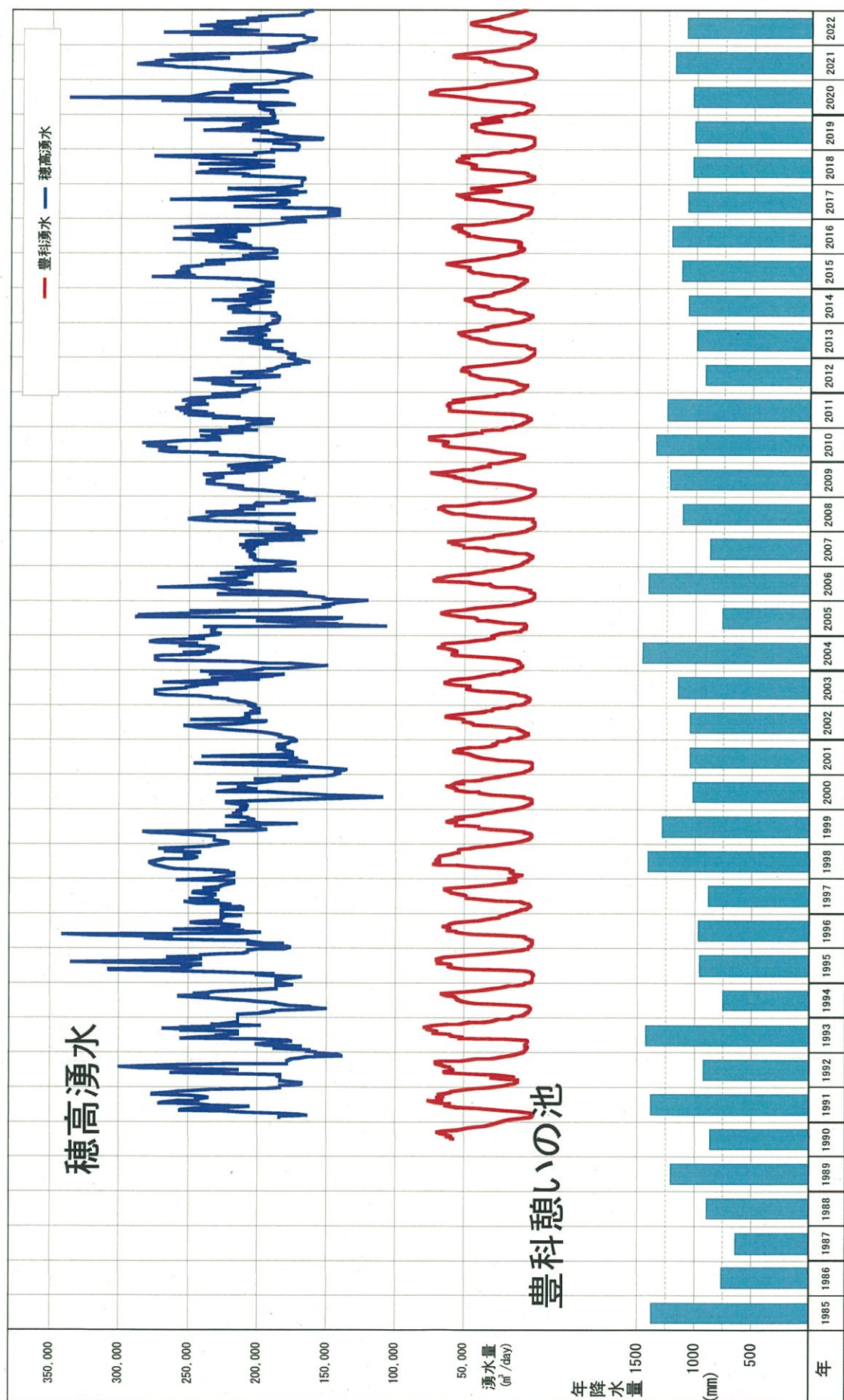
6) 旬別経年比較図(掘金)

烏川土地改良区・わさび田観測井

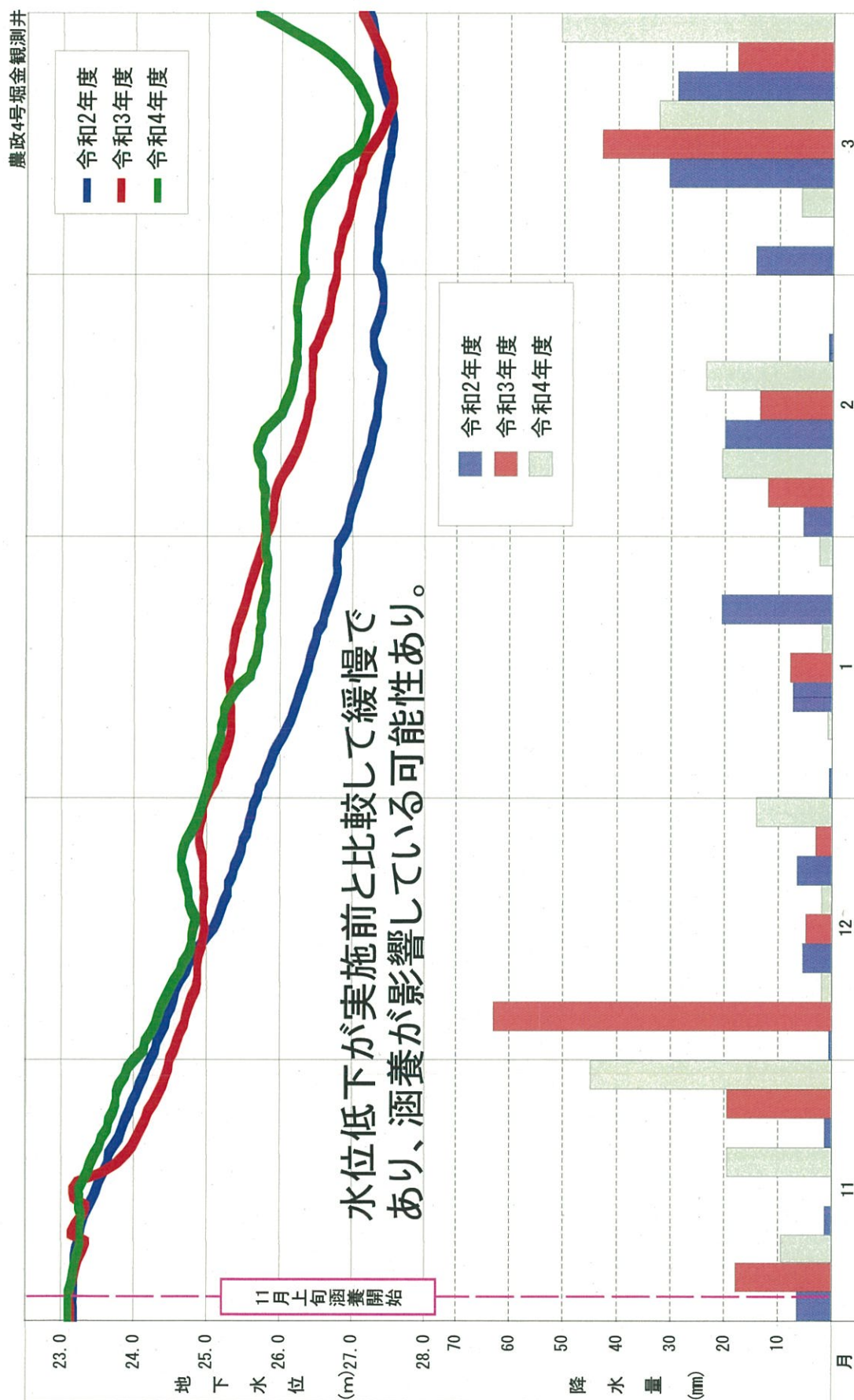


旬別経年比較図(3)

湧水量観測所



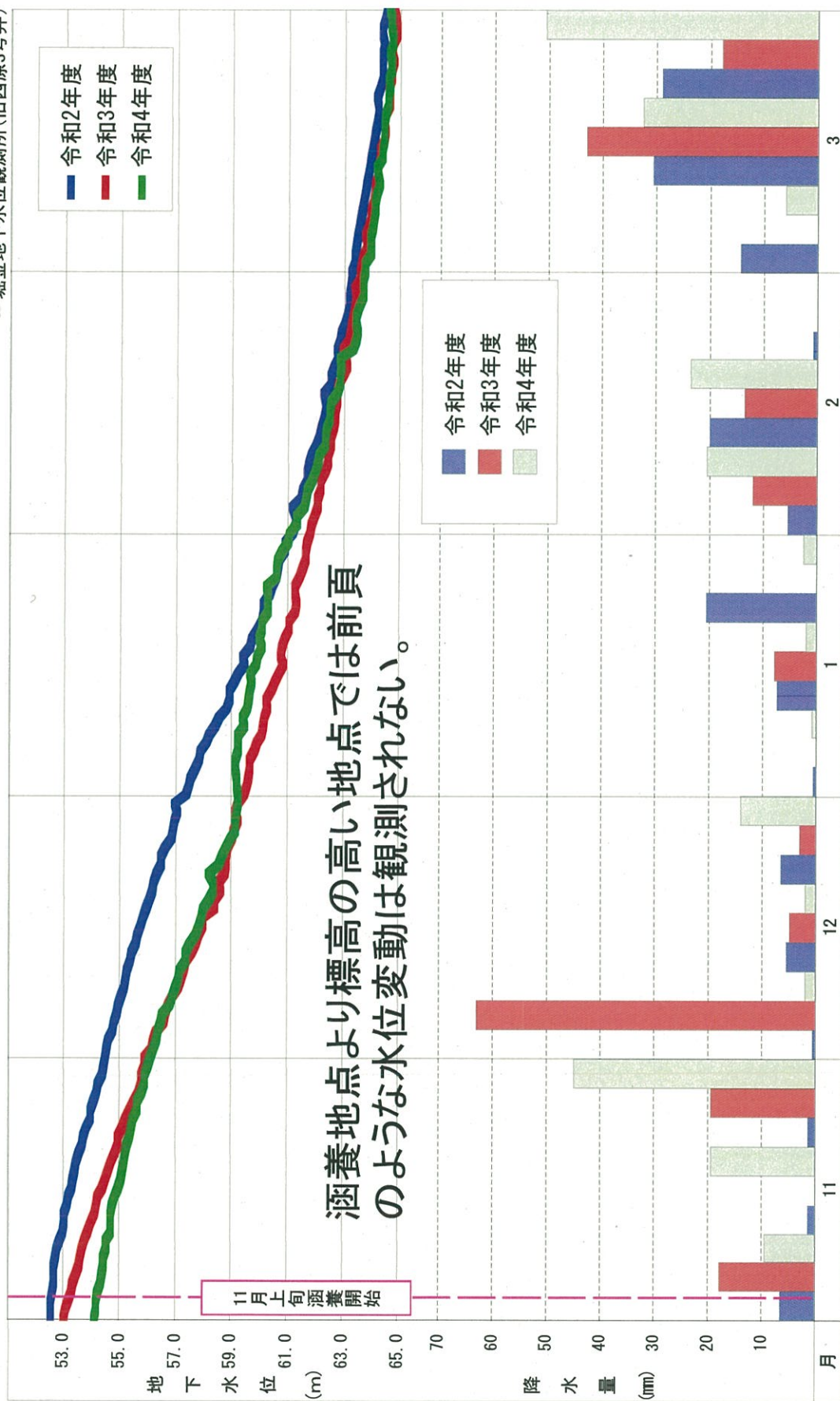
旧農政局4号観測井(涵養開始以降)



降水量は各年度の旬別値を併記

堀金地下水水位観測所(旧西原3号井) (涵養開始以降)

堀金地下水水位観測所(旧西原3号井)



涵養地点より標高の高い地点では前頁
のような水位変動は観測されない。

降水量は各年度の旬別値を併記

令和4年度総括

- 降水量は水位の上昇期、豊水期にかけては概ね平年通りで、7月は平年値の1.8倍であった。秋口以降は、10月、12月、1月が特に平年値の半分以下（12%～48%）と少ない。
- 本年度の最高水位は降水量による水位上昇が緩慢な地点では8/18～8/21の連続降雨以降に確認され、降水量による水位上昇が顕著な地点では最も雨の多かった9/23以降に観測されることが多かった。最低水位は旧西原3号井戸（4月上旬）を除き、2月中旬～3月中旬にかけて観測された。
- 湧水量はほぼ例年なみであり、令和2年度に観測された豊科湧水観測施設での枯渇は認められなかった。
- 経年の水位変動は、10年前頃から横ばいにあるが、最高水位が以前より低い傾向である。
- 地域別では、市内北部（穂高）では水位が低下傾向が認められ、市内南部（豊科南部・堀金）は、ほぼ横ばい傾向である。

令和 4 年度 地下水（井戸水）水質調査結果（概要）

■令和 4 年度に実施した地下水（井戸水）水質調査の結果を報告します。

1. 令和 4 年度 安曇野市地下水（井戸水）水質検査業務

1. 場 所 : 市内井戸 28 カ所

2. 期 間 : 令和 4 年 7 月 27 日から令和 5 年 3 月 17 日まで（年 2 回）

3. 調査項目

現場測定項目：採水日時、気温、水温、外観（色相）、臭気、EC、採水状況写真

水質分析項目：26 項目及び VOC（8 箇所）

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度、シアン、水銀、鉛、六価クロム、カドミウム、ヒ素、フッ素、銅、鉄、マンガン、亜鉛、硬度、蒸発残留物、フェノール類、
陰イオン界面活性剤、有機リン
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
cis-1,2-ジクロロエチレン

水質分析項目：10 項目及び VOC（20 箇所）

一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、
全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度、
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
cis-1,2-ジクロロエチレン

4. 調査結果

第 1 回目：7 月 27 日～8 月 1 日の間及び、第 2 回目 2 月 3 日～2 月 24 日にそれぞれ採水を行い、全調査地点 28 箇所のうち 8 箇所で 26 項目、20 箇所で 10 項目、全ての地点で有機塩素化合物 4 物質を調査。なお、各調査地点の項目数は調査ごとに順次変えています。

結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 基準項目

測定項目	検体数	基準値	最高値	最低値	平均値	不適数
一般細菌 (CUF/ml)	28	100	77	0	—	0
大腸菌	28	不検出	陰性	陰性	—	0
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	28	10	7.5	0.2	2.4	0
塩化物イオン (mg/L)	28	200	15	1.5	6.3	0
有機物 (TOC mg/L)	28	5	1.3	ND	—	0
pH 値	28	5.8-8.6	7.4	5.8	6.5	0
色度 (度)	28	5	4.8	ND	—	0
濁度 (度)	28	2	0.6	ND	—	0

基準値：水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）

ND：定量下限値未満を示す。

上記の項目には、飲料水の基本項目として水道法水質基準が設けられています。

今回の検査結果では、実施検査項目において基準値を超えた井戸はありませんでした。検査を行った 10 項目の内、比較的検出濃度の高い項目として硝酸態窒素がありました。

硝酸態窒素の供給起源は一般的に畑、果樹園等に用いられる窒素肥料や畜産関係の排水とされていて、本調査の結果でも硝酸態窒素濃度の比較的高い井戸は耕作地帯の広がる三郷地域から堀金地域一帯に分布しています。

市内調査箇所における硝酸態窒素濃度の平均値 2.4mg/L に対し、三郷地域の No.24 の井戸が最も高く 7.5mg/L、ついで堀金地域の No.19 の 7.3mg/L、堀金地区 No.23 の 5.9mg/L となっています。

毎年行っている調査において、これら 3 箇所の硝酸態窒素濃度は比較的高い値で推移しているものの濃度に変動は見られません。なお、大腸菌は、すべての井戸で検出されていません。

(2) 金属・有機塩素化合物等

測定項目	検体数	基準値	最高値	最低値	平均値
鉛 (mg/L)	8	0.01	0.001	ND	---
砒素 (mg/L)	8	0.01	0.001	ND	---
ふっ素 (mg/L)	8	0.8	0.17	ND	---
銅 (mg/L)	8	1.0	0.03	ND	---
鉄 (mg/L)	8	0.3	0.05	ND	---
亜鉛 (mg/L)	8	1.0	0.034	ND	---
硬度 (mg/L)	8	300	85	24	58
蒸発残留物 (mg/L)	8	500	170	86	120
トリクロロエチレン (mg/L)	28	0.01	ND	ND	---
テトラクロロエチレン (mg/L)	28	0.01	ND	ND	---
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	28	0.3	ND	ND	---
Cis-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	28	0.04	ND	ND	---

基準値：水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日 厚生労働省令第 101 号）

ND：定量下限値未満を示す。

地下水の水質汚濁に係る環境基準として水道法水質基準と同等の基準値が定められています。

トリクロロエチレンなど調査対象としている揮発性有機塩素化合物の 4 項目とも検出された井戸はありませんでした。また、その他シアン化合物、カドミウムなど人の健康に係る化学物質については、例年同様すべて定量下限値未満（不検出）でした。

II. 令和 4 年度 安曇野市内硝酸態窒素（井戸水）水質調査

1. 場 所：三郷地域 3 箇所
2. 期 間：令和 4 年 7 月 28 日 から令和 5 年 2 月 14 日（年 2 回）
3. 検査結果

次のとおりです。

測定項目	単位	基準値	No. 1		No. 2		No. 3	
			1 回目	2 回目	1 回目	2 回目	1 回目	2 回目
硝酸態窒素	mg/L	10	1.0	1.1	7.2	3.8	4.6	5.4
亜硝酸態窒素	mg/L	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004

No. 1 の硝酸態窒素の値は基準値の 1/10 程度で推移していました。No. 2 の硝酸態窒素については、冬季の数値が夏季のおよそ半分と低い値となっていました。No. 3 の硝酸態窒素については、年間通じて比較的高い値で推移していますが基準値の 10mg/L 以下でした。また亜硝酸態窒素については全地点において定量下限値未満でした。

千曲川河川事務所における 地下水観測状況について

令和5年4月25日

千曲川河川事務所

資料No.7

三川合流部付近の地下水の特徴と観測目的

【特徴】

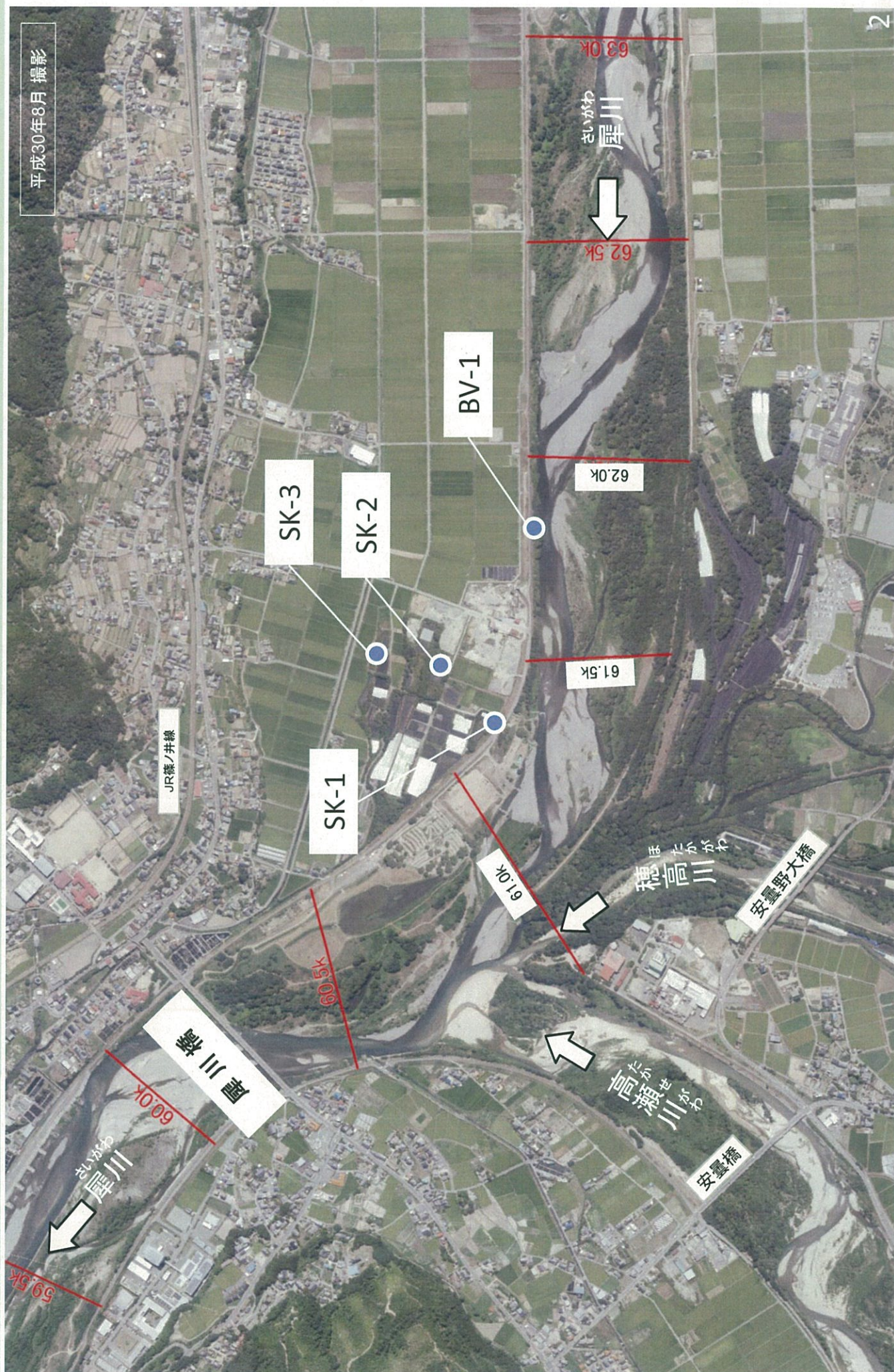
- ・ 松本盆地の地下水は犀川、高瀬川、穂高川の三川合流部に向かって流動。
- ・ 三川合流部付近では湧水による安曇野特有の景観を作り出し、湧水を利用したワサビ栽培やニジマスの養殖が行われている。

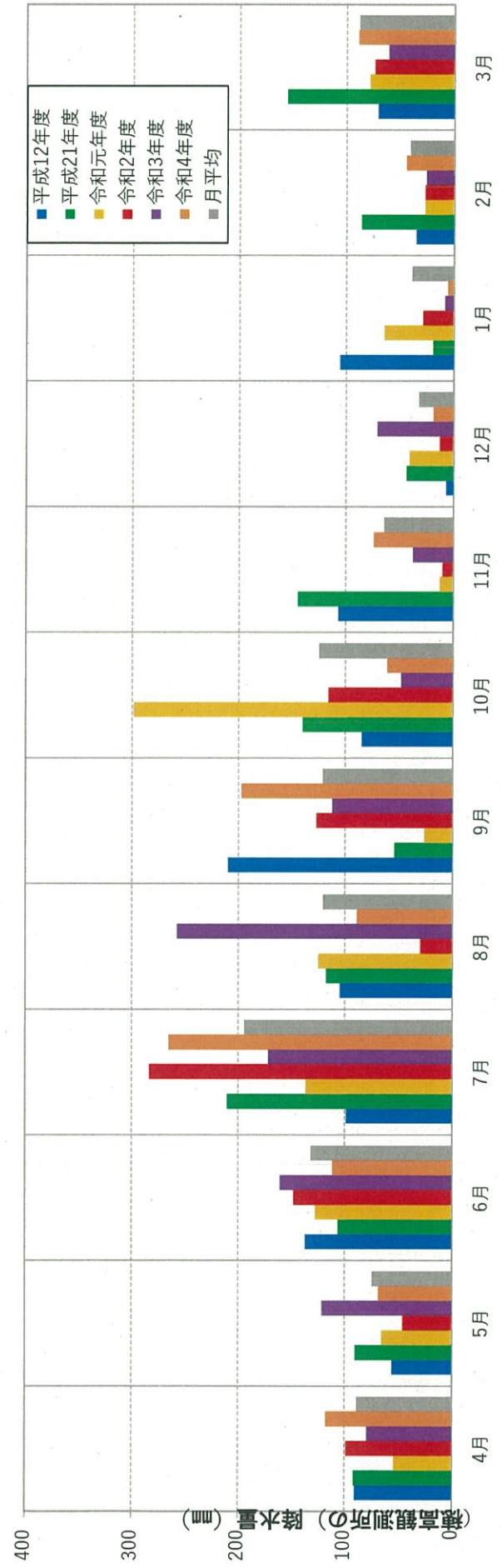
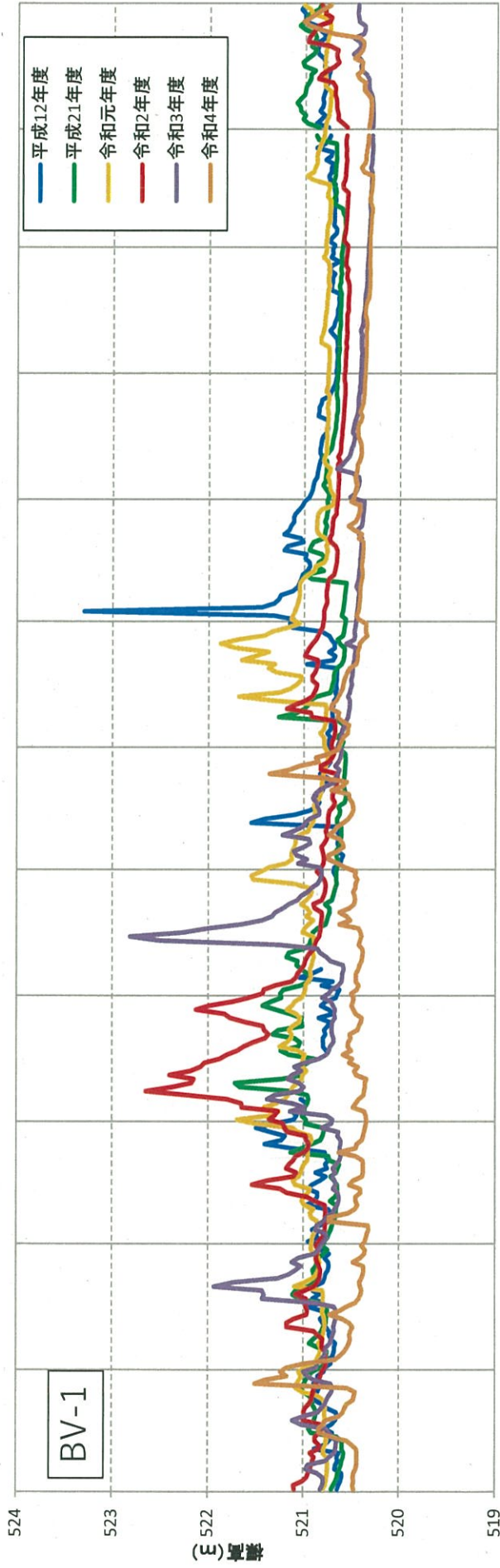
【地下水観測の目的】

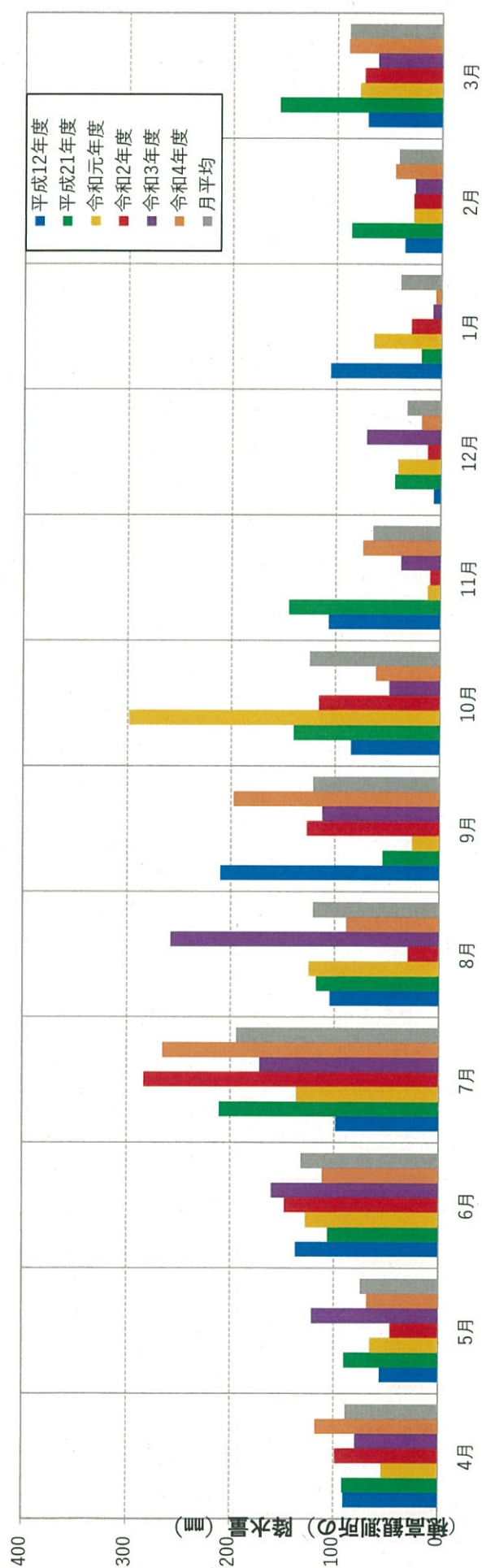
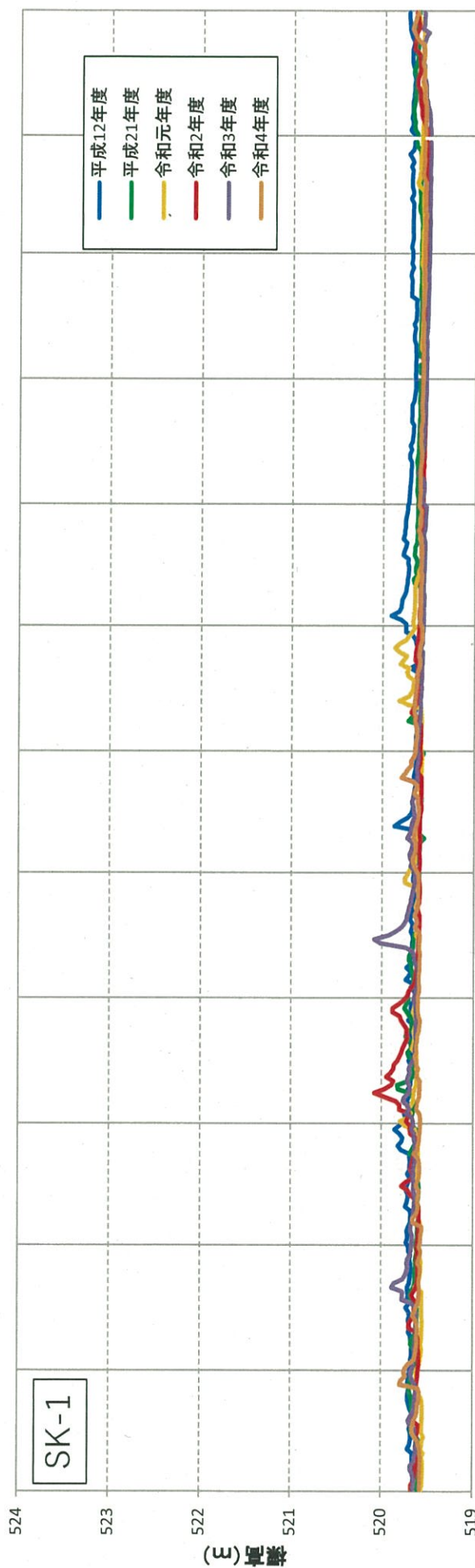
- ・ 平成10年頃より三川合流部において、河川事業を実施する場合には、周辺の地下水の影響について配慮する必要があるため、河川敷地の地下水位及び周辺地下水のデータ収集を実施中。

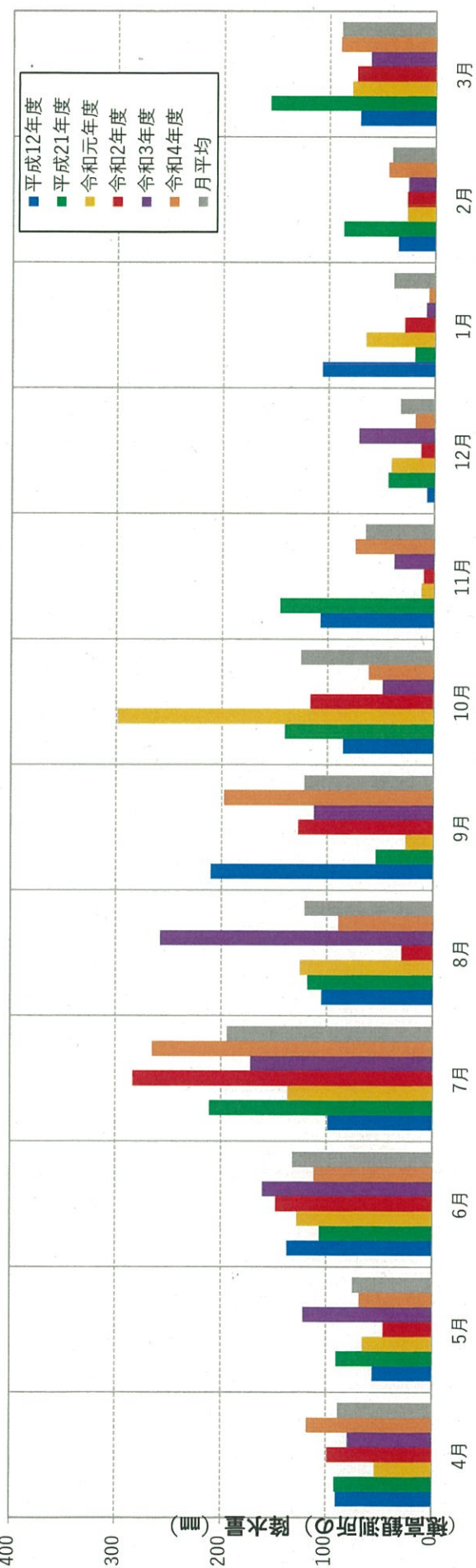
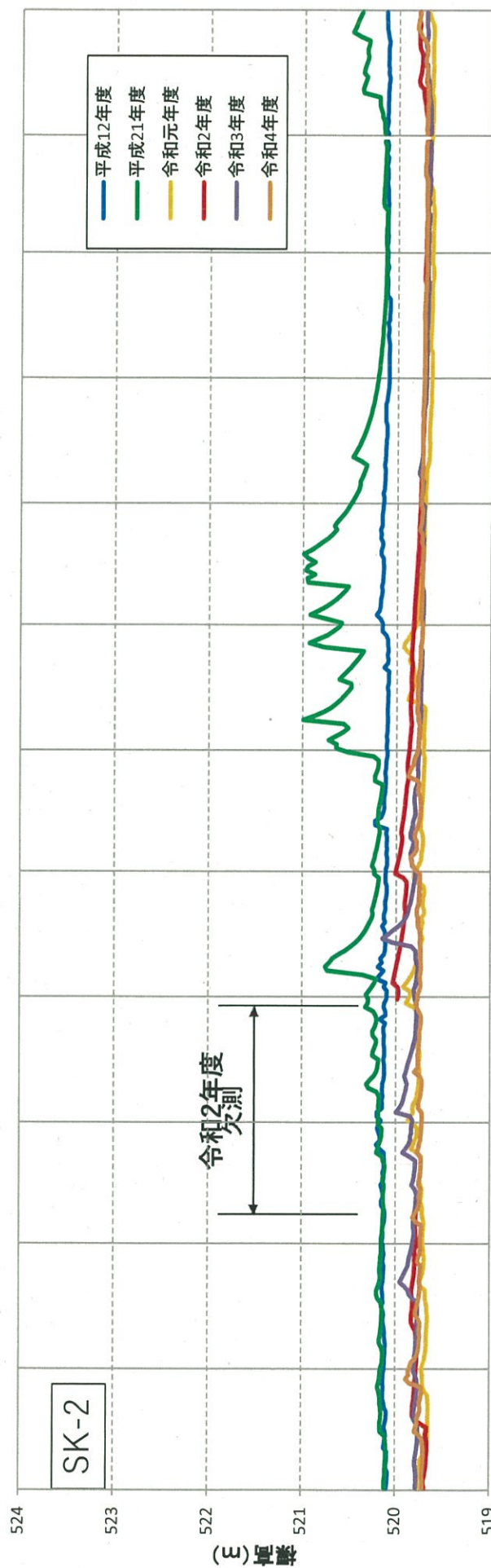
地下水観測データ（三川合流点付近）

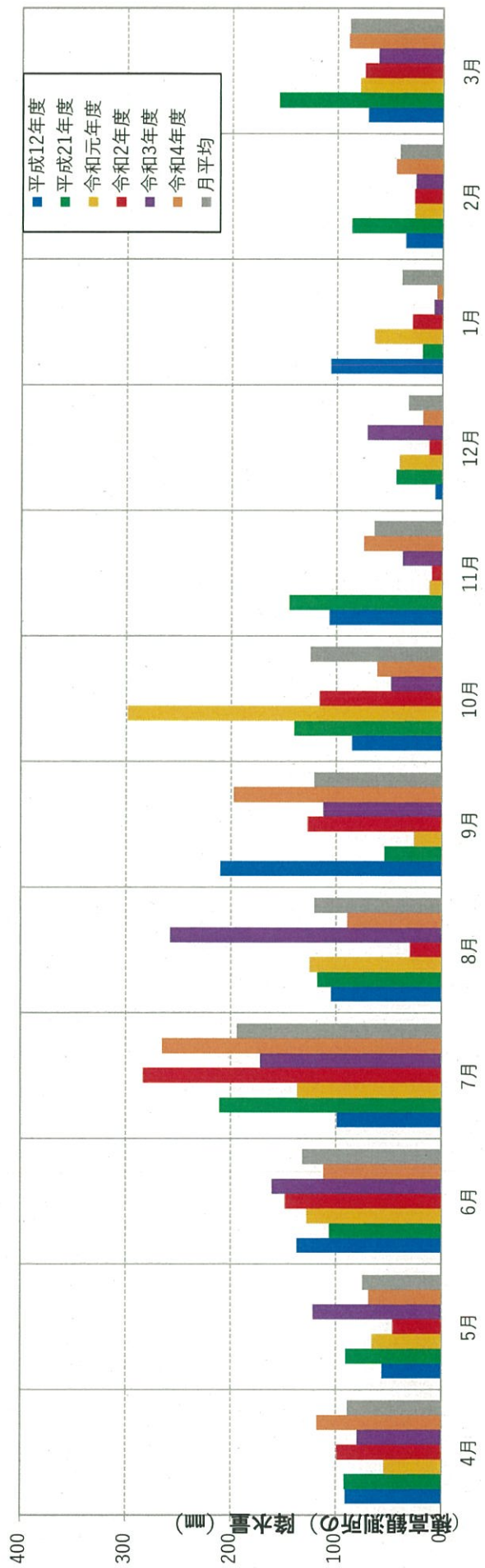
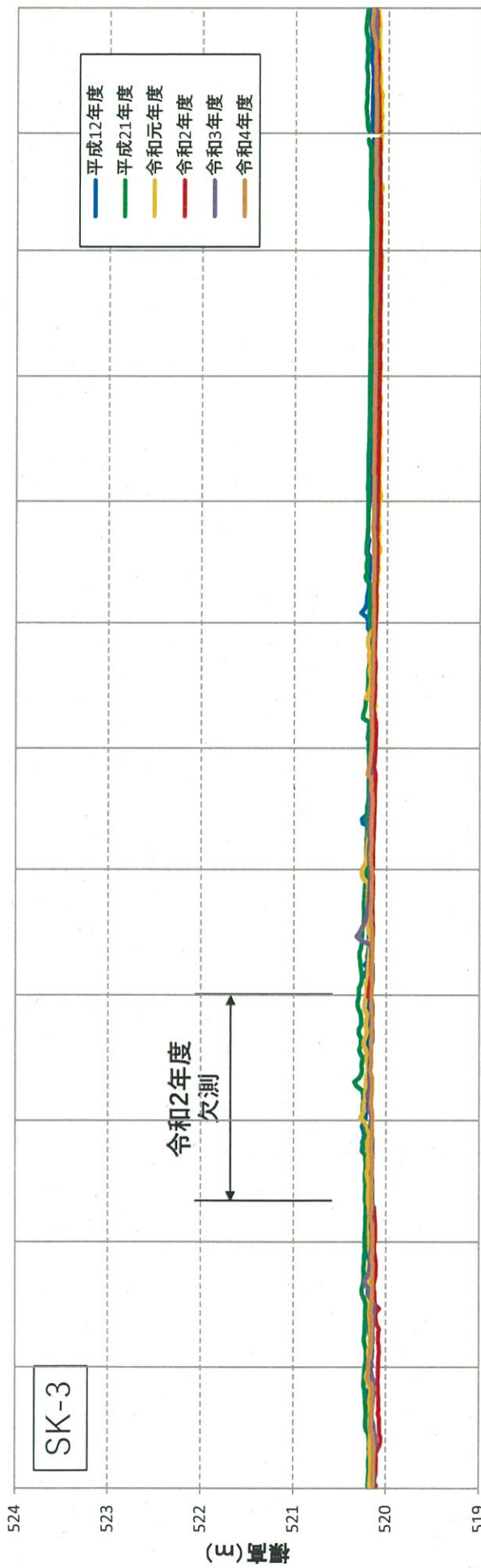
平成30年8月 撮影

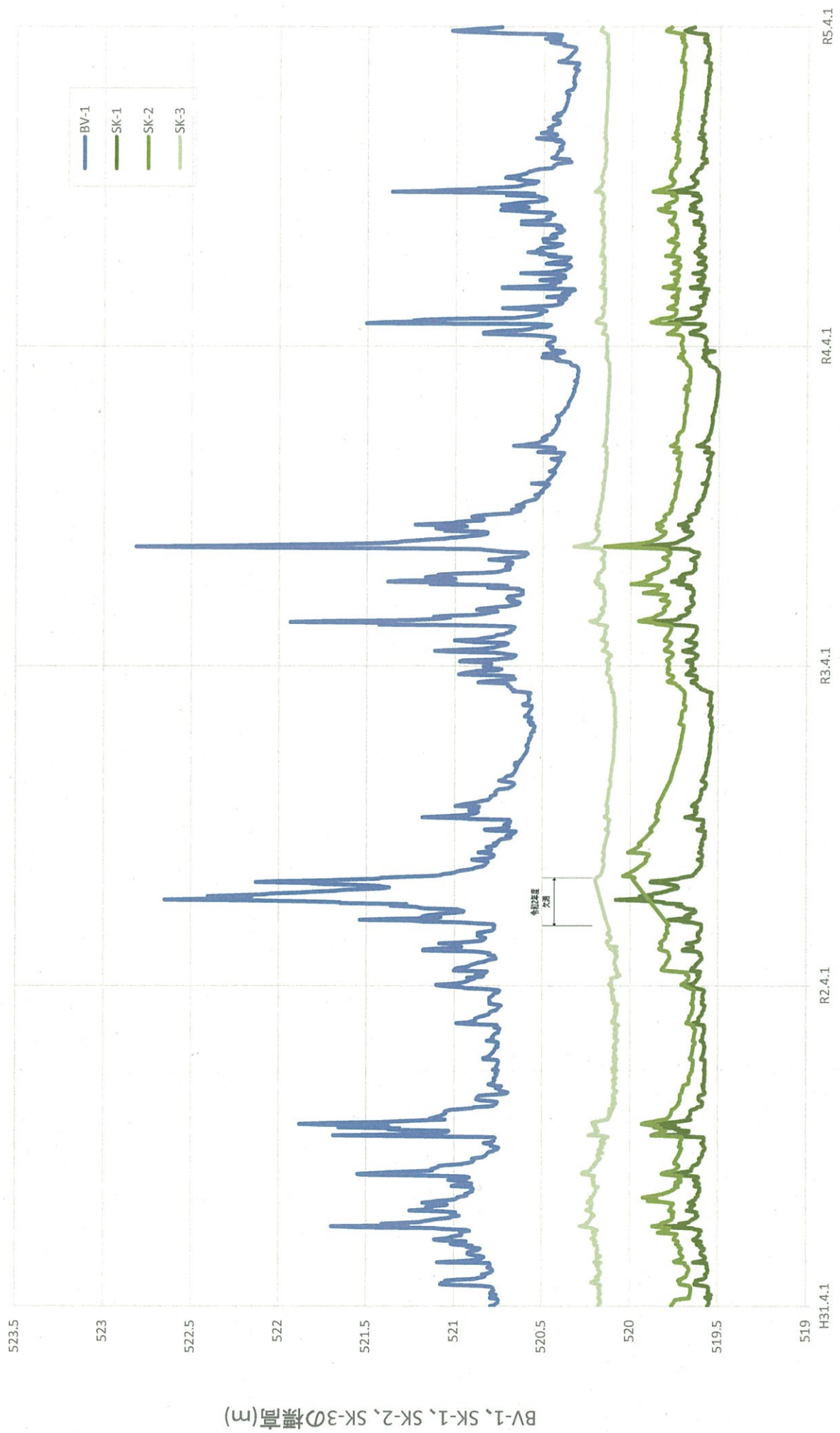


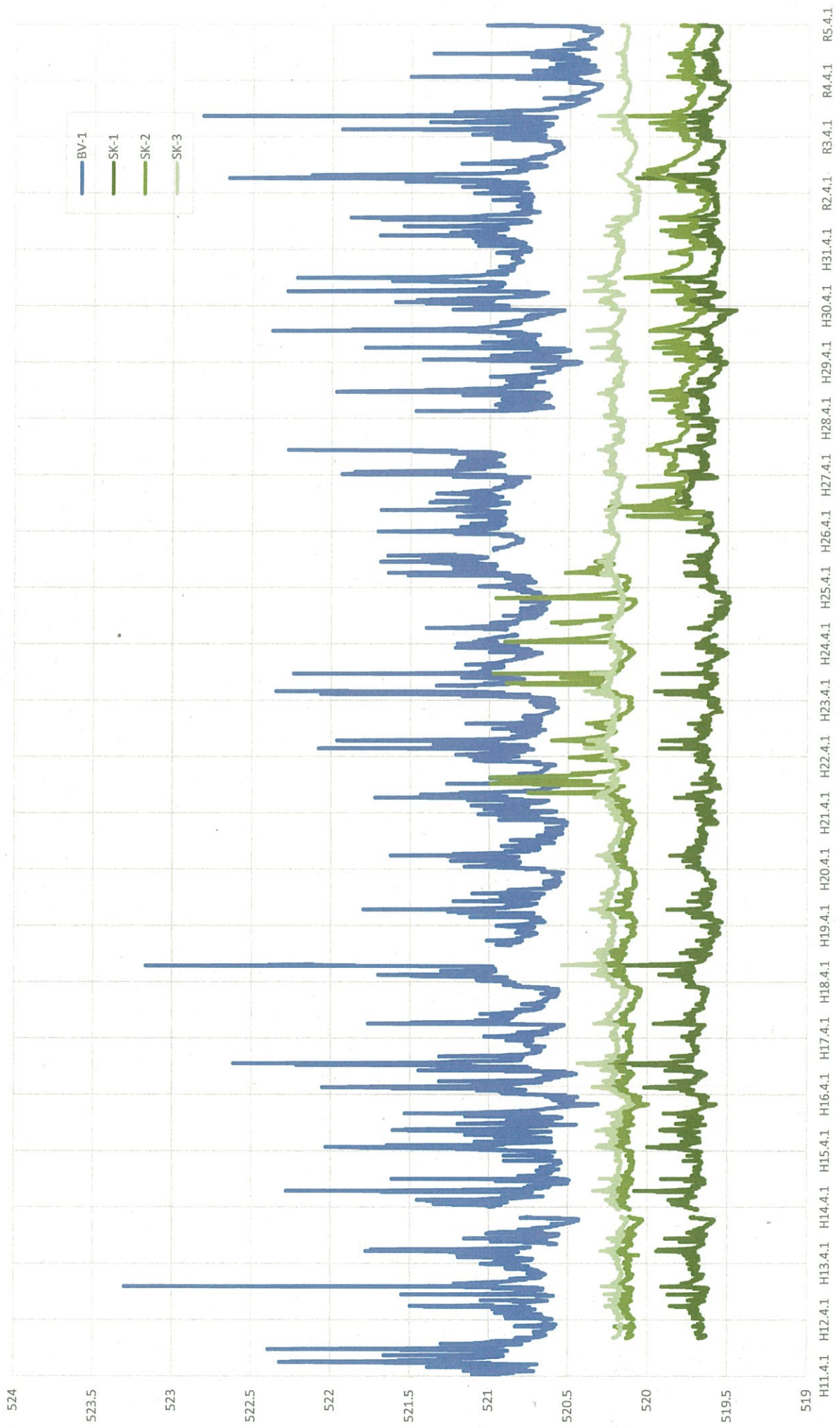












令和5年度 事業計画

区 分	業 務 内 容	令和5年												令和6年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
保 全	水環境審議会(予定)			●令和5年度第1回水環境審議会					●令和5年度第2回水環境審議会					●令和5年度第3回水環境審議会		
	あづみの水結活動				●「憩いの池」等の清掃作業				●「憩いの池」等の清掃作業							
	●あづみの水結登録者の活動に係る取材とその情報発信															
	出前講座・出前授業(随時)	●令和5年5月11日豊科北小学校、同月28日細萱区にて実施。その他、相談を受け次第、適宜対応を検討する。														
	市民向けイベントの開催の検討	●安曇野水めぐり等イベントの開催を検討する。														
涵 養	アルプス地域地下水保全対策協議会への参加	●県及び11市町村において、地下水資源の保全や水質の保全、地下水の涵養等の取組、調査の実施及び情報の共有に取り組んでいく。														
	水田機能維持・地力増進推進(麦あと湛水)事業			●水張現地確認						●麦播種現地確認						
	新たな涵養施策の検討	●安曇野地域の現状を確認したうえで、有識者等の意見も参考にして新たな人為的涵養施策を検討する。														
	水利権見直しに係る情報収集	●令和6年度の水利権の見直しに向けた、かんがい用水(目的別分類水利権)の情報収集を行っていく。														
	市内河川又は小河川を利用した環境用水施設の検討	●国営アルプスあづみの公園のビオトープの拡張(案)を含め、地下水涵養に資する環境用水施設について検討を進めていく。														
適正利用	地下水採取審査委員会(随時)	●審査案件が提出された時に開催する。														
	地下水採取量報告書の提出依頼	●4月中に通知を発出し、5月末までに地下水採取量報告書を回収する。疑義のある報告書については、都度聞き取りを実施する。														

令和 5 年度良好な水循環・水環境創出活動推進モデル事業の公募要領

1. 背景・目的

環境省では、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、全国各地の湧水、河川等より昭和 60 年には「名水百選」（昭和の名水百選）を、平成 26 年には「平成の名水百選」を選定しました。平成 26 年からは水循環基本法（平成 26 年施行）の理念に基づき、ウォータープロジェクトを実施するなど、健全な水循環の維持・回復について国民への理解醸成を図るなど、良好な水環境の保全活動の普及展開を図ってきました。

加えて、令和の時代においては、国民の生活様式の変化、気候変動等による水害の激甚化、生物多様性の損失など、水を取りまく社会情勢や自然環境は大きく変化しており、水質管理のみならず OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）に関して「自然共生サイト」としての認定等を通じた生物多様性の保全や地域づくり等に資する総合的な水環境管理が求められています。

そのため、令和の時代における良好な水循環・水環境の創出や 2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標の達成に向けた OECM による保全と、それらを通じた地域活性化や多様な課題解決を図る取組を後押しすることを目的としたモデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施します。

30by30：2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標
OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）：保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

2. モデル事業の概要

- ◆ モデル事業は、環境省事業「令和 5 年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の一環として、請負事業者であるいであ株式会社（以下、「事務局」という。）と選定団体との請負契約により実施します。
- ◆ モデル事業への選定後、提案内容をもとに年度当初に選定団体、環境省、事務局の三者で協議を行い、令和 5 年度の活動計画及び経費の用途を決定します。なお、1 団体あたり事務局の経費（※）を含めて 500 万円（税込み）を上限とします。
- ◆ モデル事業の実施に係る経費は、上記により締結する請負契約にもとづく請負費としてお支払いし、請負費は原則として成果物の提出及び業務完了確認後、一括してお支払いします。

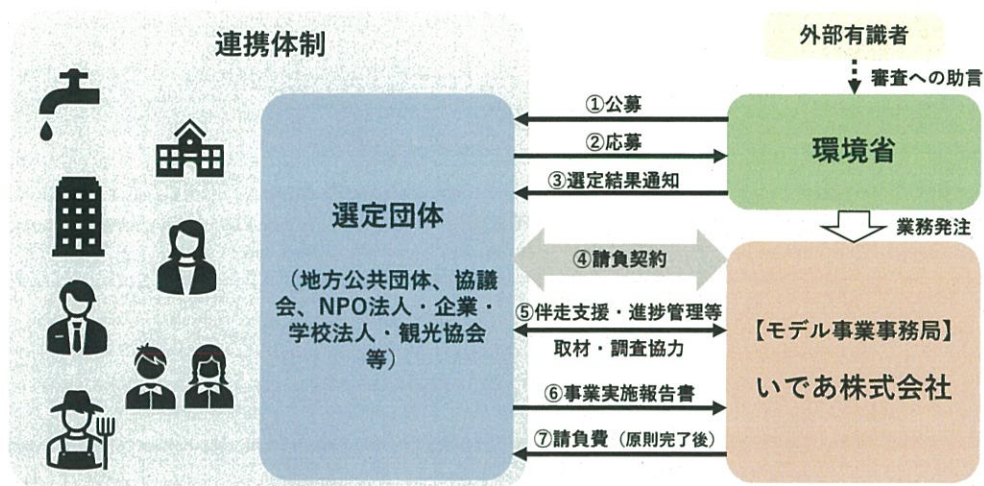


図 モデル事業のスキーム

(※) 事務局の経費については、支援計画策定、定期的な打合せ、専門家の派遣・視察手配、必要な各種情報提供等の伴走支援・進捗管理等を想定しており、150万円程度を見込んでいる。(上限500万円の内数)

表 令和5年度のモデル事業実施スケジュール(予定)

時期	実施内容	備考
6月	・初回打合せ ・1年間の目標、支援計画(案)の作成 ・支援体制の調整	・申請内容に関する確認 ・目標・支援計画のすり合わせ ・事例紹介のための取材依頼
7月～	・定期的な打合せの実施(現地3回程度、オンライン適宜) ・伴走支援、取材等	・事務局の専任担当が対応
2月頃	・選定団体間等の意見交換会の実施(オンラインまたは対面)	・情報共有と取組のブラッシュアップを目的として実施
3月	・最終報告(事業実施報告書の提出)	・報告内容に従い請負費支払い

(1) 実施期間

事務局との請負契約締結日 ～ 令和6年3月1日(金)まで(予定)

(2) 対象水域

河川・湖沼・ため池・用水路・湿地・遊水地等

地下水・湧水・雨水・雪・用排水等

(瀬戸内海その他全国の閉鎖性海域等の沿岸地域は対象外)

(3) 公募対象団体

公募対象団体は、地方公共団体、協議会、NPO 法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体です。ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者としています。

3. 募集テーマ

募集テーマは、以下の2つの重点テーマのいずれかに該当するものとします。(※※)

- ① 良好な水環境の保全・創出
- ② 水環境の活用・保全を通じた生物多様性の保全や地域活性化

(※※)令和5年度環境省重点施策(令和4年12月環境省)を踏まえて重点的に取り組んでいるもの。

【募集テーマ毎の具体的な取組イメージ】

①良好な水環境の保全・創出

- ✧ 良好な水環境の保全・創出に関する地域の計画、アクションプラン等の作成に向けた取組
- ✧ 水循環を意識した雨水の貯留・浸透、水源涵養、地下水保全等の取組
- ✧ 多世代・他分野連携によるモニタリング調査、ゴミ清掃、生物の生息・生育場づくり、外来種防除等の取組
- ✧ 水域生態系の活用・保全活動の経済価値評価、効果の見える化への取組 など

②水環境の活用・保全を通じた生物多様性の保全や地域活性化

- ✧ 水に関わる取組を通じて地域内外の交流等を促進させるコミュニティ活動(地域協議会等の組織の設立・運営も含む)
- ✧ 水環境資源の掘り起こしやブランディング、水に関わる地域産品づくり
- ✧ 身近な水辺での学校や公民館・博物館を巻き込んだ環境教育活動(観察会・ワークショップ等)
- ✧ 水質改善や親水空間創出のためのビオトープや多機能水辺づくり等の取組
- ✧ 水環境を活用した気候変動への適応策や防災・減災対策など「自然を基盤とした解決策」(NbS: Nature-based solutions)の検討、実施
- ✧ 水環境を活用した観光・誘客の取組 など

4. 対象となる経費

請負契約の対象となる経費の使途は下記に示すものを想定しておりますが、令和5年度の事業実施期間中においてモデル事業の実施に直接必要な経費とします。

【想定される使途】

○調査・検討

課題解決や対策検討のための環境調査、経済価値・インパクト評価、スタートアップのための地域資源調査・戦略検討、水資源を活用した商品・サービスのマーケティング・開発 等

○体制づくり

協議会等の設立、地域とのワークショップや勉強会の開催・運営、人材育成 等

○活動実施

水辺の保全・再生・創出活動、水辺の清掃活動、ブランディング・プロモーション（普及啓発ツールの制作、シンポジウムの開催） 等

【計上できる経費】

- ◇ 事業費（旅費、会場費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、雑役務費、その他モデル事業実施に直接必要な諸経費、外注費、一般管理費）
- ◇ 人件費（事業費で計上することが困難で、かつモデル事業の実施にあたって必要な最低限のものと確認できたものに限り計上することができる。地方公共団体の場合は計上できない。）

【計上できない経費】

- ◇ 事業場等の建物・施設に関する経費
- ◇ 5万円を超える機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業終了後に財産となるような機器・備品等に関する経費
- ◇ モデル事業の実施に直接関係しない経費

5. 応募方法

(1) 公募期間

令和5年4月25日（火）～同年令和5年5月31日（水）17:00（必着）

(2) 応募書類の提出

公募期間内に、以下に示す応募書類①～③を「8.応募先及び問い合わせ先」まで電子メール（ストレージシステム等を含む）にてご提出ください。電子メールで提出することが困難な場合には、予め余裕をもってご相談ください。なお、複数の者で共同して応募する場合には、モデル事業の運営を統括し、契約当事者となる代表機関を定めてください。記載に当たっては、応募書類の注意書きも併せてご覧ください。

【応募書類】

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 事業実施計画書（様式2）

<記載項目>

1. 本事業への応募理由

良好な水環境の活用・保全に向けた取組の背景と目指す地域の姿、現在の取組状況とこれまでの実績等を簡潔にお示しください。また、令和5年度以降の取組の展開も踏まえて、具体的な中長期計画等もあれば、併せてお示しください。

2. モデル事業実施計画（令和5年度）

1. で示された内容を踏まえて、令和5年度に取り組む事業内容、実施方法、スケジュール等をお示しください。

本公募にもとづき請負契約の対象となるモデル事業の範囲が、上記の令和5年度に取り組む事業の一部である場合には、その範囲もお示しください。

3. 実施体制と今後の連携イメージ

モデル事業の実施体制と2. で示されたモデル事業の実施に向けて今後想定されている地域での多様な主体の連携イメージをお示しください。

モデル事業実施で外注を想定されている場合は、外注する業務内容と既に予定されている場合には外注先名称・所在地をお示しください。

4. 支出計画書

モデル事業の支出計画を具体的な内訳・積算を含めてお示しください。

③ モデル事業を行う応募団体及びその連携先（個人の場合を除く）の定款又は規約等

【応募書類の提出形式】

PDF形式、Microsoft Word形式またはMicrosoft PowerPoint形式の電子ファイル

6. 選定団体の決定・通知

応募書類の審査の上、3件程度を選定する予定です。なお、必要に応じて事務局から電話またはメールにて提出物に関する確認を行う場合があります。

選定結果は6月中旬頃を目途に応募団体へ電子メールにより通知後、環境省ホームページ等で公表します。

7. モデル事業実施に際しての留意事項

(1) 事務局等との打合せ・支援と選定団体による協力

モデル事業の実施にあたり、当該環境省事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、事務局等の求めまたは選定団体の必要に応じ、打合せを行います。また、「令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の一環で、併行して良好な水循環・水環境の創出活動の取組を推進するためのプラットフォームの運用方策を検討しておりますので、選定団体のニーズやモデル事業の内容に合致する場合には、関連する情報提供等を行うことも可能です。

一方で、これらの手法等の検討や、モデル事例形成、地域における水辺の活用・保全

に向けた情報発信・推進等のために、選定団体に対して、ヒアリングや、モデル事業に関連する取組の視察・取材等の御協力をお願いすることがあります。

(2) 成果物とその帰属

請負契約により実施していただくモデル事業の納入成果物として、モデル事業の実施報告書を提出していただきます。その他の成果物については、提案されたモデル事業の内容に応じ、(1) による協議で決定します。

提出されたモデル事業実施報告書をもとに、事務局が作成する環境省事業「令和5年度良好な水循環・水環境創出活動推進事業検討等業務」の報告書を含め納入成果物の権利（著作権等を含む）は、基本的に環境省に帰属します。また、請負契約によるモデル事業の一環として例えば情報発信・普及啓発ツール等の制作を行う場合、その制作物の著作権等も環境省に帰属します。ただし、選定団体や当該地域で目的に沿った積極的な利用は環境省により許諾され、基本的には利用が制限されるようなことは想定しておりません。なお、従来から選定団体等に権利が帰属するものや、制作物等に引用等された写真、キャラクターなど原著作者者に権利が帰属するものについては、環境省に権利を移転する必要はありません。

8. 応募先及び問い合わせ先

いであ株式会社

令和5年度良好な水環境・水環境創出活動推進モデル事業事務局

担当：西・弓木・那花

TEL：045-593-7604

E-mail：office@watercycle.jp

以上